

第3期

坂城町キャラクター
「ねずこん」

坂城町 子ども・子育て 支援事業計画



新複合施設 基本設計施設イメージ

～「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔につながる、
well-being（ウェル・ビーイング）の実現空間」をコンセプトとして～

令和7（2025）年3月

坂 城 町

はじめに



坂城町では、令和2年3月に「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンのもと、切れ目のない支援による子育て環境のさらなる充実を目指し、「第2期 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、推進してきました。

その後も、少子化や核家族化など人口構造の変化はなおも進展しているなか、共働き家庭の増加や地域社会のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境はさらに多様化し、きめ細かい支援の必要性が高まっており、国においても、令和5年4月のこども家庭庁の創設やこども基本法の施行などにより、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するための政策を推進しております。

こうした中、このたび、令和6年度をもって第2期計画の計画期間が終期となることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期 坂城町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。「地域みんなで子育てサポート～子どもすくすく、家族にここにこ、地域いきいき～」を基本理念とし、子育て支援機能のほか高齢者福祉や保健などの機能を併せ持つ、世代間交流の新たな拠点となる新複合施設の整備など新たな取り組みをはじめとした様々な子育て支援策により、保護者が子育てに生きがいを感じ、坂城町を担う子どもたちの成長を地域と共に支え、すべての子どもが心豊かで健やかに成長し家族の喜びが笑顔になる未来に輝くWell-beingの町を目指し、全力で取り組んでまいります。

本計画策定にあたり、ニーズ調査に協力していただいた子育て家庭の皆様、小学生の皆様、中学生の皆様、意見募集に意見を寄せていただきました町民の皆様、また、計画策定にご尽力いただいた坂城町子ども・子育て会議委員の皆様に深く感謝申し上げます。

今後とも町民の皆様には、坂城町の子育て支援の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

坂城町長 山村 弘

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4
5	SDGsの視点	5

第2章 計画策定の背景

1	人口・世帯・人口動態	6
	(1) 少子化等の状況	6
2	教育・保育・施設の状況	11
	(1) 幼稚園の利用状況	11
	(2) 保育所の利用状況	11
	(3) 教育・保育の進捗・評価	12
3	事業の実施状況	14
	(1) 保育サービス	14
	(2) 児童健全育成	15
	(3) 子育て支援	15
	(4) 子育て支援事業の進捗・評価	16
4	ニーズ調査等の概況	20
	(1) ニーズ調査の概況	20
	【ニーズ調査結果の概要<就学前児童>】	21
	【ニーズ調査結果の概要<就学児童（小学1～3年生）>】	26
	(2) 子ども調査の概況（WEBアンケート）	31
	【子ども調査結果の概要<小学4～6年生>】	32
	【子ども調査結果の概要<中学1～3年生>】	35

第3章 計画の基本的な方針

1	基本理念	38
2	基本的な視点	39
3	基本目標	40

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1	「幼児期の教育・保育」に関する見込み等	41
	(1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）	42
	(2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）	42
	(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）	43

2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等	44
（1）利用者支援事業	45
（2）地域子育て支援拠点事業	45
（3）妊婦健康診査	46
（4）乳児家庭全戸訪問事業	46
（5）養育支援訪問事業	46
（6）子育て短期支援事業	47
（7）ファミリー・サポート・センター事業	48
（8）一時預かり事業	49
（9）時間外保育事業（延長保育事業）	50
（10）病児・病後児保育事業	50
（11）放課後児童クラブ	51
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業	51
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	52
（14）【新規】子育て世帯訪問支援事業	52
（15）【新規】児童育成支援拠点事業	52
（16）【新規】親子関係形成支援事業	52
（17）【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	53
（18）【新規】妊婦等包括相談支援事業	53
（19）【新規】産後ケア事業	54

第5章 施策の展開

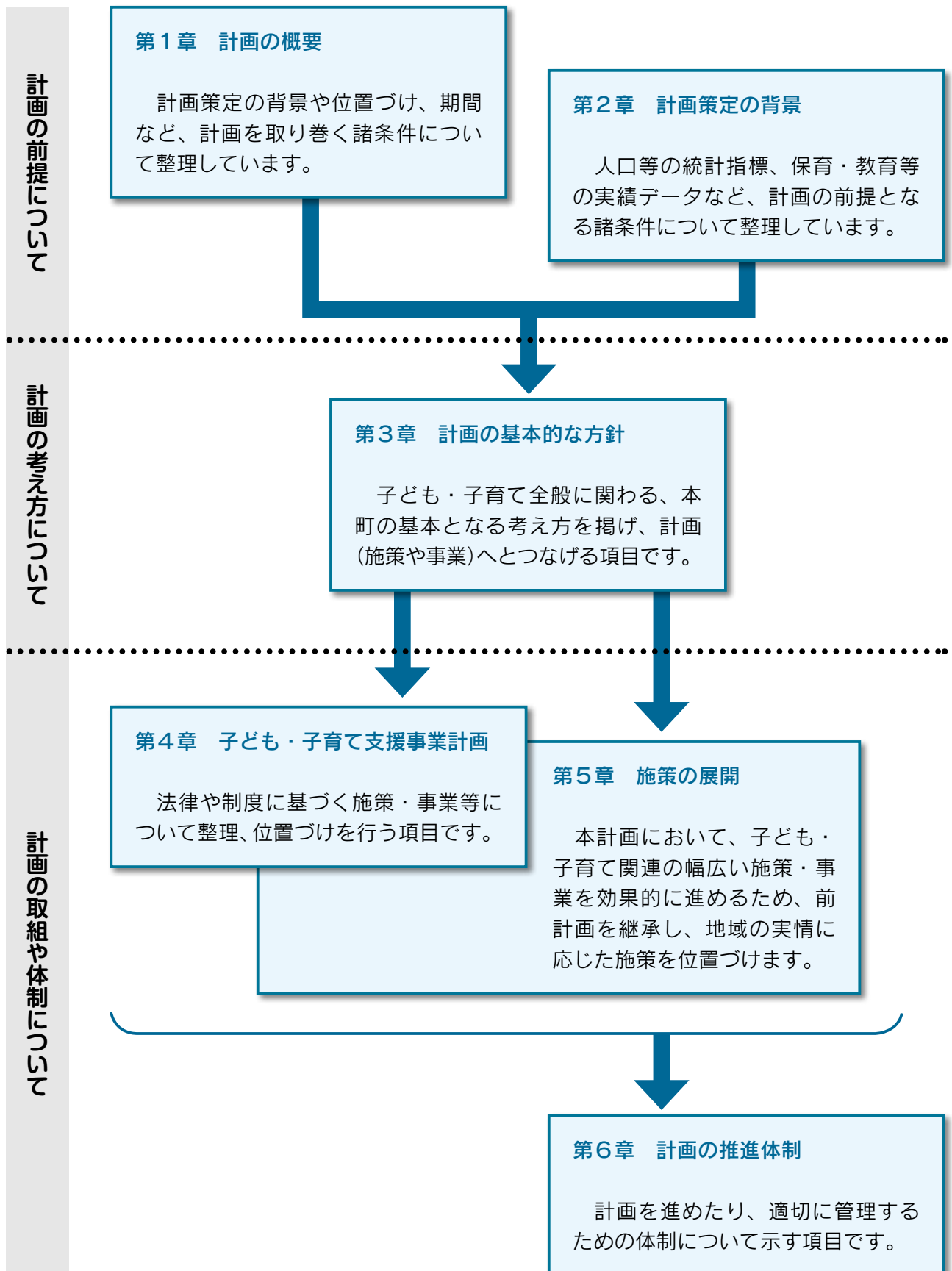
基本目標1 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます	55
施策1 妊娠・出産・子育て期の支援	55
施策2 幼児期の教育・保育環境の整備	55
施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応	55
基本目標2 子どもや家庭を切れ目なく支援します	63
施策1 幼保小中の連携体制の強化	63
施策2 障がい等の早期発見と相談支援	63
施策3 経済的負担の軽減	63
基本目標3 安心して子育てができる体制を整えます	67
施策1 児童館における子育て支援	67
施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり	67
施策3 子ども・青少年の育成	67

第6章 計画の推進体制

計画の推進体制	74
令和6年度 計画策定委員名簿	75

<本計画の目次構成フロー>

計画の目次として構成する各章は、それぞれ、次のような内容や関係性を持つものです。



計画の構成と流れ

計画のあらまし・地域の状況から、今後めざすべき町の姿や取組へとつなげていきます。

第1章 計画の概要

策定の趣旨や計画の位置づけ、期間など、計画のあらましを整理しています。

<ポイント>

- ・子ども・子育て支援法等に基づき、町が策定する5年間の計画です。
- ・本計画が第3期目となります。

第2章 計画策定の背景

統計指標や関連事業の概要、ニーズ調査（アンケート）結果など、計画づくりの前提となる情報を整理しています。

<ポイント>

- ・町の総人口が減少傾向にある中、子どもの数も徐々に減少しており、今後もこうした傾向が一定程度続くことが想定されます。
- ・町内には公立保育園3所、私立幼稚園1園があり、乳幼児期の保育・教育、子育て支援などの拠点としての役割を果たしています。
- ・就学前児童のいる家庭を対象としたアンケート（ニーズ調査）を実施しています。集計結果の主な特徴は次のとおりです。
 - 「就学前」日頃、子どもを見てもらえる親族・知人がいないという方が1割弱（7.0%）います。公的な支援の必要性が高い方への対応が今後も必要です。
 - 「就学前」子育て支援事業の認知度については、前回（平成30年度）調査と比べ「保育所や幼稚園の園庭等の開放」で27.5ポイント減少し認知度が下がった一方、「町発行の子育て支援情報誌」は19.8ポイント増加、認知度が上がっています。
 - 「小学1～3年生」放課後の居場所について「自宅」が58.9%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）」が36.4%、「運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）」が24.6%などとなっています。平成30年度調査との比較では、「運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）」が9.9ポイント増加しています。
- ・小学4～6年生の児童、及び中学1～3年生の生徒を対象に、子ども調査（WEBアンケート）を実施しています。集計結果の主な特徴は次のとおりです。
 - 「小学4～6年生」悩みや心配ごとについては全体の2割近くが「ある」と回答しています。相談先については、「お母さん」が19.9%で最も多くなっています。次いで「学校の友だち」15.2%、「お父さん」13.9%と続きます。
 - 「中学1～3年生」悩みや心配ごとが「ある」と回答した生徒は全体の1割未満となっています。相談先としては「お母さん」と「学校の友だち」が20.0%で最も多くなっています。次いで「お父さん」13.6%、「学校の先生」10.6%と続きます。

今後の見通しや具体的な取組などにつなげます。

考え方や方針など、計画のコンセプトを掲げます。

章	項目	内容	説明
第3章 計画の基本的な方針	1 基本理念	地域みんなで子育てサポート ～子どもすすく、家族にここ、 地域いきいき～ [スローガン]「坂城の子は 坂城で育てる」	計画の方針・考え方について、キャッチフレーズのように短い言葉で示しています。
	2 基本的な視点	(1) 子どもの視点に立った支援 (2) すべての子どもへの支援 (3) 育ちの連続性を踏まえた支援 (4) 保護者に寄り添った子育て支援 (5) 社会全体で子どもの育ちを支援	計画を作る上での目線・捉え方といったようなものを挙げています。
	3 基本目標	(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます (2) 子どもや家庭を切れ目なく支援します (3) 安心して子育てができる体制を整えます	計画の推進によってめざすべき方向性を示しています。

章	項 目	内 容	説 明
第4章 子ども・子育て支援事業計画	1「幼児期の教育・保育」に関する見込み等	(1) 1号認定 (2) 2号認定 (3) 3号認定	年齢や教育・保育の区分など、幼児期の適切な支援に関する考え方や規模の見通しです。
	2「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業 (7) ファミリー・サポート・センター事業 (8) 一時預かり事業 (9) 時間外保育事業（延長保育事業） (10) 病児・病後児保育事業 (11) 放課後児童クラブ (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (14) 【新規】子育て世帯訪問支援事業 (15) 【新規】児童育成支援拠点事業 (16) 【新規】親子関係形成支援事業 (17) 【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (18) 【新規】妊婦等包括相談支援事業 (19) 【新規】産後ケア事業	子ども・子育ての多様なニーズへの対応について、考え方や規模の見通しです。
第5章 施策の展開	基本目標 1 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます	施策1 妊娠・出産・子育て期の支援 施策2 幼児期の教育・保育環境の整備 施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応	周産期や乳幼児期に関わる支援等の対応に関する施策です。
	基本目標2 子どもや家庭を切れ目なく支援します	施策1 幼保小中の連携体制の強化 施策2 障がい等の早期発見と相談支援 施策3 経済的負担の軽減	各体制間の連携や、特別な支援を必要とする方への対応、経済面などに関する施策です。
	基本目標3 安心して子育てができる体制を整えます	施策1 児童館における子育て支援 施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり 施策3 子ども・青少年の育成	子どもの成長や安心・安全などに関する施策です。
第6章 計画の推進体制	計画を進めるための考え方や取組について記しています。		

幼児教育や保育、各種関連事業等に関する考え方、確保の規模などについてお知らせします。

子どもや子育ての視点における、多様な取組を紹介します。

計画の概要

1

計画策定の趣旨

人口減少社会の到来や、少子高齢化といった人口構造の変化が継続することは、子どもや家庭を取り巻く環境、ひいては地域のあり方そのものに大きな変化をもたらしています。少子化の進行、若世代の占める割合が低下することは、生産年齢人口＝労働力人口の減少、経済成長の低下をもたらすほか、高齢化が一段と進む中、社会保障分野において支え手となる現役世代の負担増加などが懸念されています。

また、共働き世帯の増加等による多様な教育・保育ニーズの増加など、近年、子どもや子育てをめぐる環境にはさまざまな変化が見られてきました。

こうしたなか、平成24年（2012年）8月に、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートしました。

当町でも、平成27年度からの5年間を計画期間として、「坂城町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度には第2期となる同計画を策定し、子ども・子育て支援に関する事業を体系的・計画的に推進してきました。

また、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画「輝く未来を奏でるまち」の方向性も踏まえ、引き続き、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けた取組を進めるため、新たな「第3期 坂城町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画の推進を通じ、幼児教育・保育や子育て支援などのさまざまな施策・事業に関わる国等の動向、また、昨今のライフスタイルの多様化などを踏まえ、子育て、就労、暮らしなどに関する当事者の視点に立った支援に取り組んでいくことが重要となります。

こうしたことから、本町においても、これまで進めてきた取組を継承しつつ、社会状況の変化に対応する子ども子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって、子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、本計画の策定にあたっては、上位計画である「第6次長期総合計画」を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図るものとします。

なお、急速な少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策推進法に定める「次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）」としての性格も有するものです。

坂城町第6次長期総合計画における、子ども・子育てに関わる主な方向性や取組

章／節	項目	施策の内容
第5章 未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり 第2節 子育てにやさしいまちづくり	1 多様な子育てニーズへの対応	① 保育サービスの充実・幼児教育の推進 ② 児童館における子育て支援 ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施 ④ 子育て世帯への経済的支援
	2 子育ての総合的な相談窓口の設置と専門機関との連携	① 相談支援体制の充実 ② 虐待防止に向けた関係機関との連携
	3 ひとり親（母子・父子）家庭の自立の支援	① 経済的支援 ② 相談支援体制の強化

〈本計画の根拠となる法の基本理念〉

◆子ども・子育て支援法◆

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、令和5年の「こども基本法」施行など、近年において新たな視点、方向性などについては次のようになっており、本計画においてはこうした流れも踏まえた取組として進めていきます。

時 期	内 容
平成24年	●子ども・子育て関連3法成立
平成27年	●子ども・子育て新制度開始 ●第1期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和2年	●幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ●子ども・子育て支援法が改正 ●第2期子ども・子育て支援事業計画策定
令和3年	●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 （「こどもまんなか社会（※）」の実現を目指す）
令和5年	●こども基本法施行、こども家庭庁創設 （「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策（※）を、こども家庭庁に移管） （「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、『こども大綱』に一元化）
令和7年	●第3期子ども・子育て支援事業計画策定

※こどもまんなか社会

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※こども施策

新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（こども基本法第2条）。

《『こども大綱』における、こども施策に関する基本的な方針》

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3 計画の対象

この計画の施策・事業の主な対象は、坂城町に居住し、児童福祉法における「児童（0～18歳未満）」と子育て家庭、地域で子育て支援に携わるすべての主体（町民、各種機関・団体、民間企業等）とします。

なお、本町の子ども・子育て支援に関する基礎的データを収集するため、就学前児童及び小学校3年生までの保護者を対象とするニーズ調査、小学4～6年生、中学1～3年生を対象とする子ども調査（WEB調査）をそれぞれ令和5年度に実施しました。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

◆ 計画の期間

年度	令和2年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画											
本計画					見直し						

※令和11年度に見直し（改定）予定

5

SDGsの視点

SDGs（エスディージーズ）とは、英語の頭文字（Sustainable Development Goals）からとった言葉です。国連において2015年（平成27年）に採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」において掲げられた、国際的な目標となっています。2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までを期間としています。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な成果を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

これらの目標は、世界各国や地球環境全般に関わる、共通かつ普遍的な課題です。また、持続可能という点では、次世代へとつながる子どもや子育てを支援する本計画とも共通した考え方であると言えます。

そのため、本計画の策定・推進にあたっては、SDGsとして掲げられた理念や目標についても踏まえた上で、次代を展望する取組を位置づけるものとします。

（本計画の第5章「施策の展開」では、3つの基本目標に基づく施策における、SDGsとの関係性についても記載しています。）



第2章

計画策定の背景

1

人口・世帯・人口動態

(1) 少子化等の状況

① 人口の動向、世帯数

本町の人口は減少傾向にあり、平成2年には1万6千人台だった人口は、令和2年には14,004人となっています。また、世帯数は増加または横ばい傾向での推移となっており、令和2年には5,461世帯となっています。

一世帯あたりの人数（平均世帯人員）は、減少を続けており、平成2年の3.52人／世帯から、令和2年には2.56人／世帯となっています。

● 総人口・世帯数・平均世帯員数の推移

	総人口	世帯数	平均世帯員数
平成2年	16,632	4,721	3.52
平成7年	16,776	5,169	3.25
平成12年	16,830	5,431	3.10
平成17年	16,463	5,542	2.97
平成22年	15,730	5,501	2.86
平成27年	14,871	5,466	2.72
令和2年	14,004	5,461	2.56

資料：国勢調査

② 人口動態

出生・死亡や転入・転出といった本町の人口動態を見ると、出生数を死亡数が上回る「自然減」が続く一方、ここ数年、転入者の増加により、転入数が転出数を上回る「社会増」へと転じています。全体として人口減少の傾向ではあるものの、社会増によって人口減少の幅は緩やかになっているとも見るができます。

●人口動態

(単位：人)

	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減	人口増減
平成20年	124	203	-79	625	734	-109	-188
平成21年	99	170	-71	576	737	-161	-232
平成22年	109	183	-74	481	584	-103	-177
平成23年	116	194	-78	485	558	-73	-151
平成24年	91	237	-146	463	570	-107	-253
平成25年	95	198	-103	429	518	-89	-192
平成26年	96	192	-96	429	518	-89	-185
平成27年	81	229	-148	481	496	-15	-163
平成28年	80	184	-104	513	534	-21	-125
平成29年	74	192	-118	550	495	55	-63
平成30年	82	202	-120	592	581	11	-109
平成31 / 令和元年	66	204	-138	524	533	-9	-147
令和2年	66	194	-128	412	514	-102	-230
令和3年	70	231	-161	417	517	-100	-261
令和4年	52	239	-187	568	511	57	-130
令和5年	63	210	-147	598	570	28	-119

資料：住民基本台帳

③ 将来の子ども人口

本計画の前提となる、子ども世代の将来人口については、次のように想定しています。

● 将来子ども人口

(単位：人)

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	57	56	54	53	51
1歳	60	58	56	55	53
2歳	59	62	61	59	57
3歳	68	59	63	61	59
4歳	71	69	61	65	63
5歳	72	71	69	61	65
6歳	84	73	71	70	62
7歳	81	84	73	72	71
8歳	97	79	83	72	71
9歳	100	96	78	82	71
10歳	95	100	96	79	83
11歳	102	94	100	96	78

(計画策定に伴い算出した推計値)

④ 年齢区分別人口の動向

本町の人口を年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分別に見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進んでいる様子がうかがえます。人口全体に占める割合についても同様であり、子どもや働く世代の人口の割合が減る一方、高齢者人口の割合は増加が続いています。

●年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

		0-14歳	15-64歳	65歳以上	年齢不詳
実 数	平成12年	2,436	10,803	3,590	1
	平成17年	2,248	10,220	3,995	-
	平成22年	2,029	9,150	4,544	7
	平成27年	1,796	8,113	4,925	37
	令和2年	1,530	7,333	5,018	123
構成比	平成12年	14.5%	64.2%	21.3%	0.0%
	平成17年	13.7%	62.1%	24.3%	-
	平成22年	12.9%	58.2%	28.9%	0.0%
	平成27年	12.1%	54.6%	33.1%	0.2%
	令和2年	10.9%	52.4%	35.8%	0.9%

資料：国勢調査

⑤ 労働力や就業の状況

男女別の就業状況や、産業別就業者数については、次のとおりとなっています。

近年女性の就業者数は増加の傾向にあり（平成27年国勢調査の49.8%から2.0ポイント上昇）、これからの少子高齢社会においては、ますます女性労働力への期待が高まっています。本町でも女性のさらなる社会参加や就業意向の増加などが今後進んでいくことも考えられます。

●労働力状態別就業者数

（単位：人）

		総数 (15歳以上)	労働力人口			非労働力人口				不詳
				就業者	完全失業者		家事	通学	その他	
実数	総数	12,351	7,475	7,182	293	4,845	1,711	577	2,557	31
	男性	6,058	4,214	4,025	189	1,829	274	285	1,270	15
	女性	6,293	3,261	3,157	104	3,016	1,437	292	1,287	16
構成比	総数	100.0%	60.5%	58.1%	2.4%	39.2%	13.9%	4.7%	20.7%	0.3%
	男性	100.0%	69.6%	66.4%	3.1%	30.2%	4.5%	4.7%	21.0%	0.2%
	女性	100.0%	51.8%	50.2%	1.7%	47.9%	22.8%	4.6%	20.5%	0.3%

資料：令和2年国勢調査

●産業分類別就業者数

（単位：人）

		総数	男性	女性
実数	総数	7,182	4,025	3,157
	第1次産業	536	333	203
	第2次産業	3,144	2,131	1,013
	第3次産業	3,468	1,542	1,926
	分類不能	34	19	15
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%
	第1次産業	7.5%	8.3%	6.4%
	第2次産業	43.8%	52.9%	32.1%
	第3次産業	48.3%	38.3%	61.0%
	分類不能	0.5%	0.5%	0.5%

資料：令和2年国勢調査

(1) 幼稚園の利用状況

坂城町には私立幼稚園が1つあります。利用状況をみると、利用児童数は横ばい傾向にあります。令和7年1月1日現在の利用人数は50人です。

(単位：人)

	平成31 / 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
坂城幼稚園	53	54	58	58	53

(各年度3月31日現在の人数)

(2) 保育所の利用状況

坂城町の利用状況をみると、利用児童数は減少傾向にあります。令和7年1月1日現在の利用人数は3園で266人です。

(単位：人)

	平成31 / 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
南条保育園	158	153	151	140	129
坂城保育園	87	96	89	90	90
村上保育園	85	72	72	58	55
合 計	330	321	312	288	274

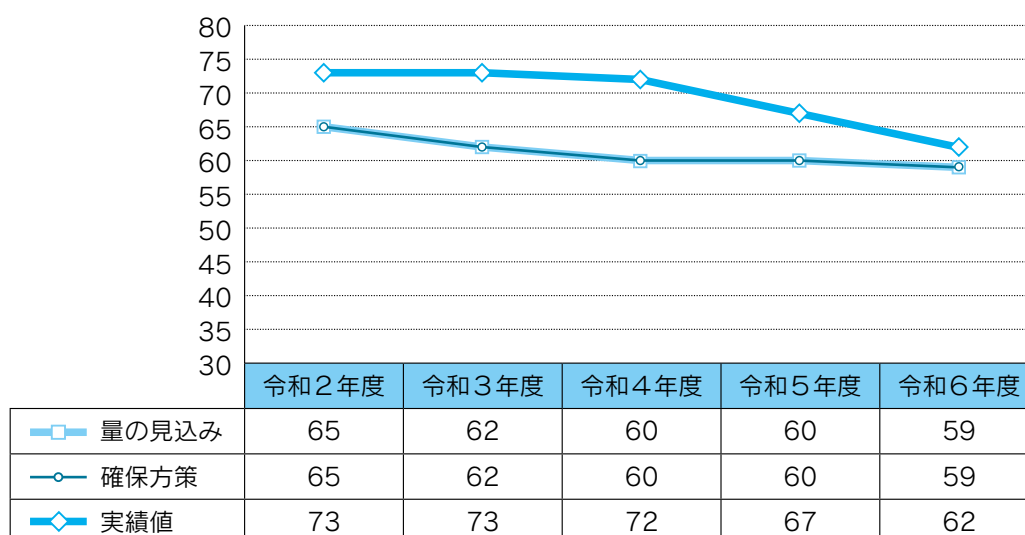
(各年度3月31日現在の人数)

(3) 教育・保育の進捗・評価

① 1号認定（幼児教育、3歳以上保育の必要なし）

利用者の実績値は、量の見込みや確保方策をやや上回る水準でしたが、対応可能な状況となっています。

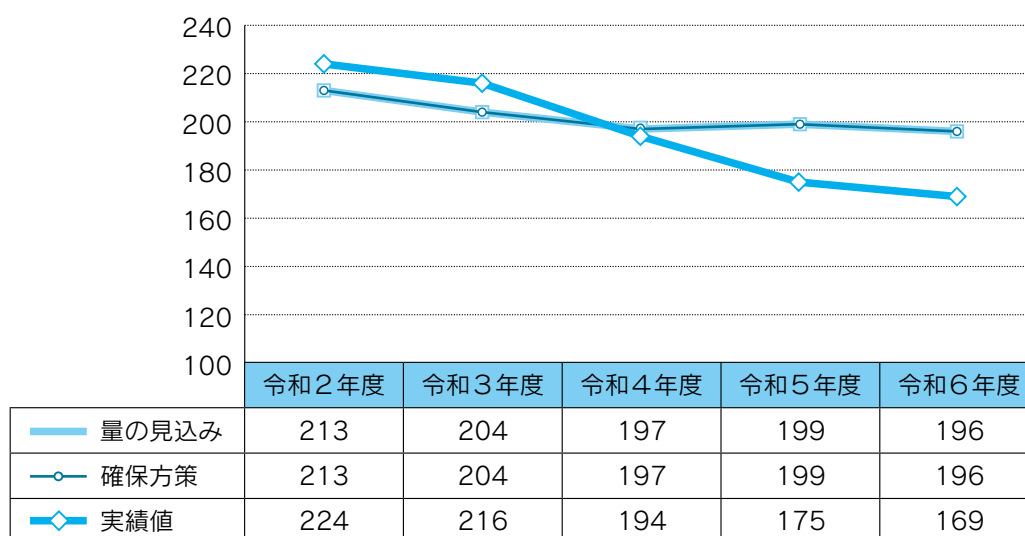
● 1号認定（幼児教育、3歳以上保育の必要なし）（人）



② 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

利用者の実績値は、令和3年度までは量の見込みや確保方策とやや上回る水準でしたが、減少傾向により、その後は下回るようになっています。

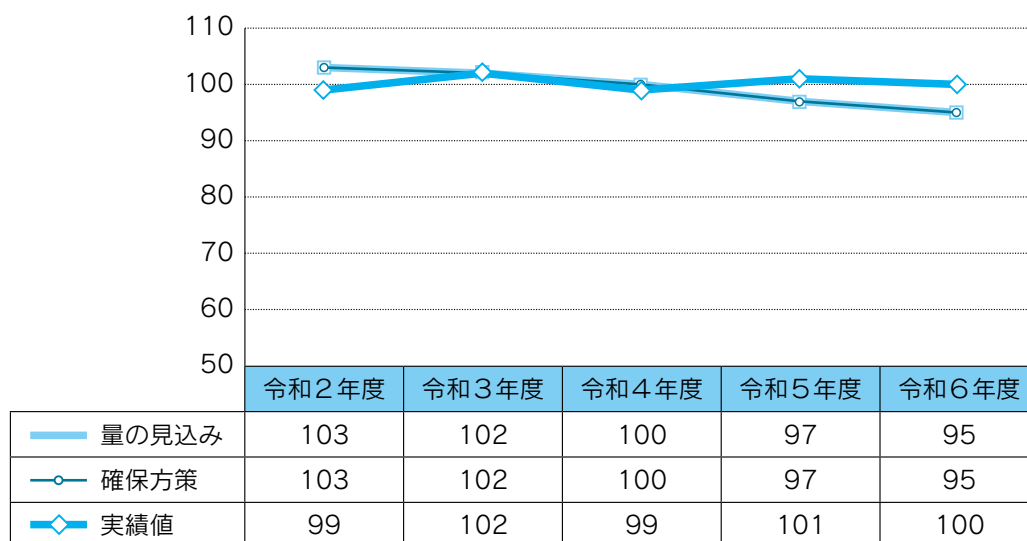
● 2号認定（3歳以上保育の必要あり）（人）



② 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

利用者の実績値は、量の見込みや確保方策とおおむね同等の水準となっており、年度により実績がやや上回る場合もあるものの、対応可能な状況となっています。

● 3号認定（3歳未満保育の必要あり）（人）



(1) 保育サービス

○通常保育

公立保育所を運営し、保育に欠ける家庭の児童を受け入れています。

○時間外保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、時間外保育を行っています。

- ・ 南条保育園：7時30分～8時30分、16時30分～19時30分
- ・ 坂城・村上保育園：7時30分～8時30分、16時30分～19時

○乳児保育

保育に欠ける6か月からの乳児を南条・村上保育園で受け入れています。

満1歳児からの乳児を坂城保育園で受け入れています。

○要支援児の保育支援

集団保育が可能な程度の障がいを持つ児童の発達を促進するため、保育所において加配保育士を配置しています。

○一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭、疾病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童を預かります。

○広域入所保育

保護者の勤務等の都合により、坂城町の児童を他市町村の保育所へ委託し、就労家庭の利便性を図っています。

(2) 児童健全育成

○児童館運営事業

児童等に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、健全育成を支援しています。

○放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校6年生までの児童を対象に、放課後児童館で適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を支援しています。

(3) 子育て支援

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域の子育て中の親子の交流促進や、公認心理師・家庭児童相談員による育児相談を実施しています。また、ボランティアの養成・子育てサークルの育成等、地域における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育ての総合相談窓口として相談体制の充実と、子育ての孤立感・子育て家庭の負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組を推進しています。

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対して、保健師が自宅を訪問し、乳児の発育状態の確認、保護者の健康・育児相談及び子育てに関する情報提供を行います。また、適切なサービス提供が受けられるよう支援しています。

○ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の人や、仕事などで子どもの世話ができないときに、地域の有償ボランティアがサポートする会員同士の相互援助活動です。子育てを応援してほしい人（依頼会員）と、子育てを応援したい人（協力会員）をセンター事務局が紹介し、子育て家庭の利便性を図ります。（平成22年度から社会福祉協議会で独自事業として実施）

○要保護児（者）対策地域協議会

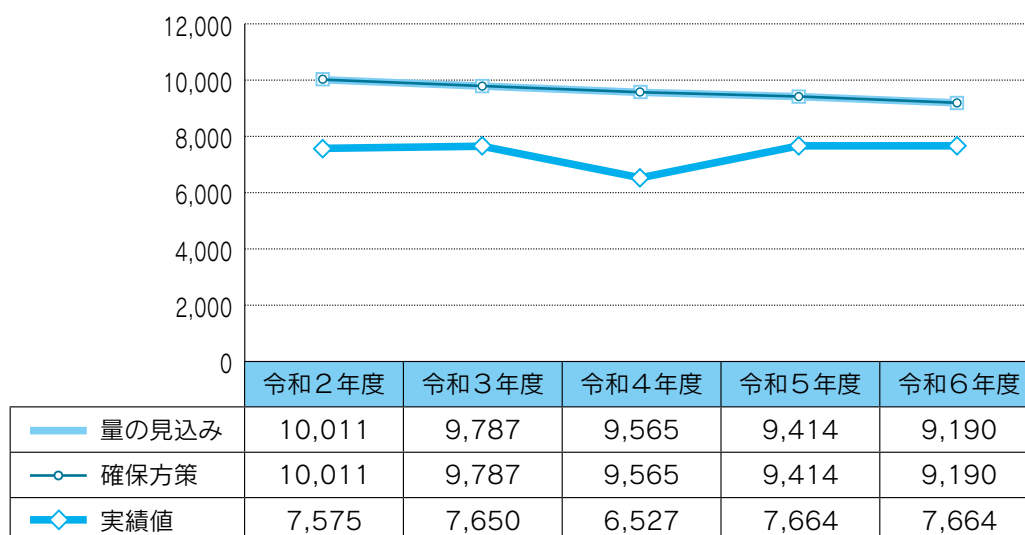
児童虐待の早期発見と防止のため、各関係機関等と連携を図り、家庭への総合的な支援を図っています。

(4) 子育て支援事業の進捗・評価

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

利用者の実績値は、量の見込みや確保方策の範囲内となっており、利用ニーズを充足する水準が続く状況となっています。

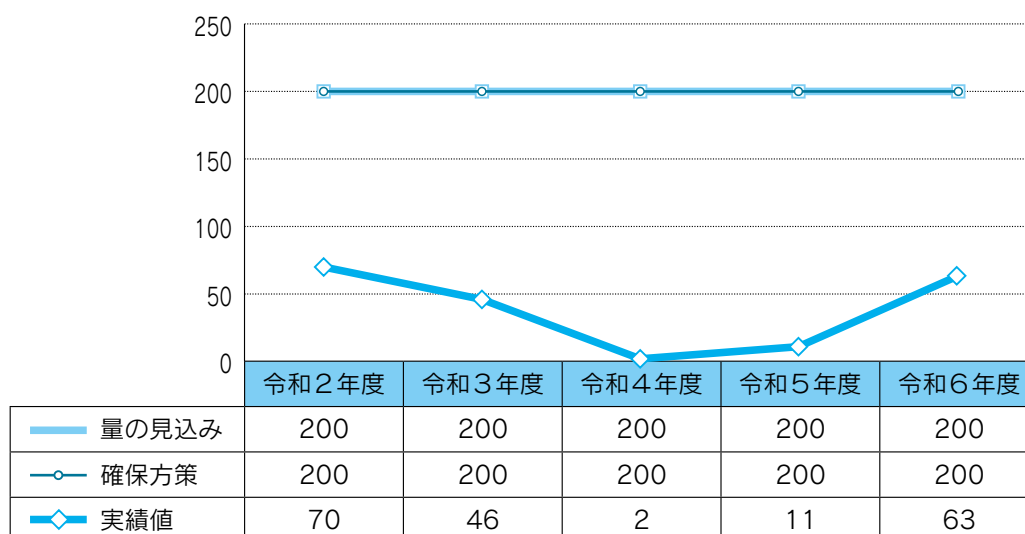
●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）（延べ人数）



○ファミリー・サポート・センター事業

利用者の実績値は、量の見込みや確保方策の範囲内となっており、利用ニーズを対応可能な状況が続いています。

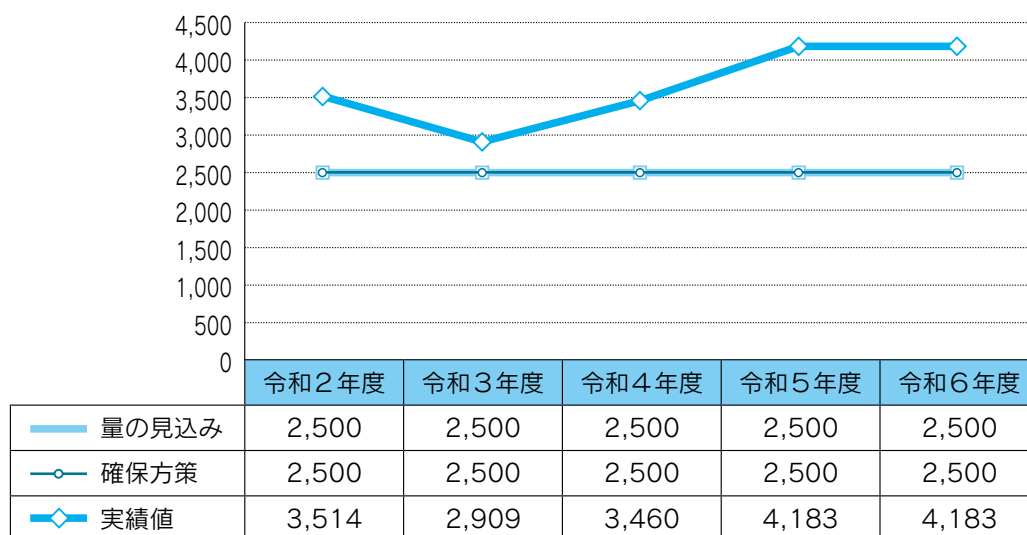
●ファミリー・サポート・センター事業（延べ人数）



○一時預かり事業【幼稚園における在園児対象】

利用者の実績値は、緩やかな増加傾向にあり、量の見込みや確保方策の見直しが求められます。

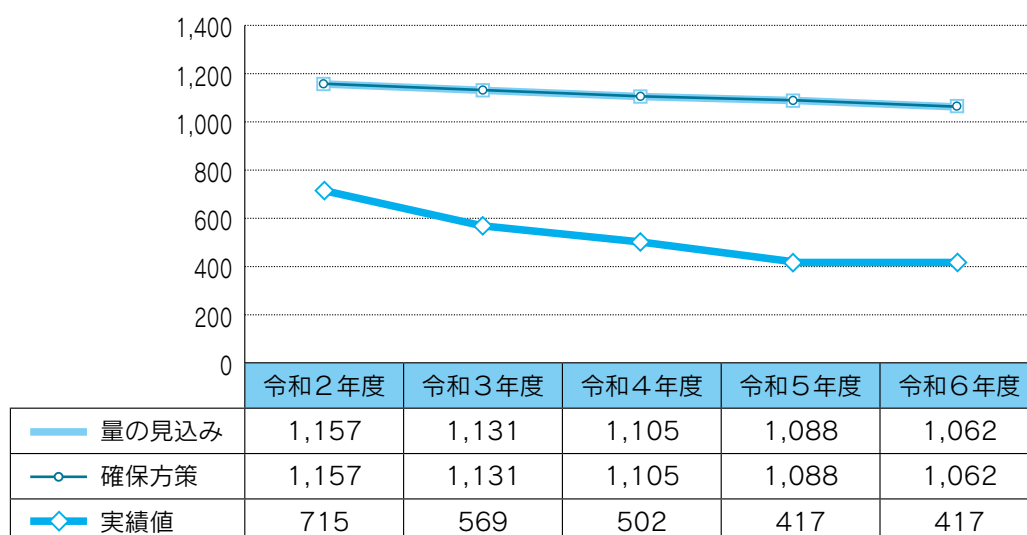
●一時預かり事業【幼稚園における在園児対象】（延べ人数）



○一時預かり事業【上記以外】

利用者の実績値は、緩やかな減少傾向にあり、量の見込みや確保方策の範囲内として、利用ニーズを充足する水準となっています。

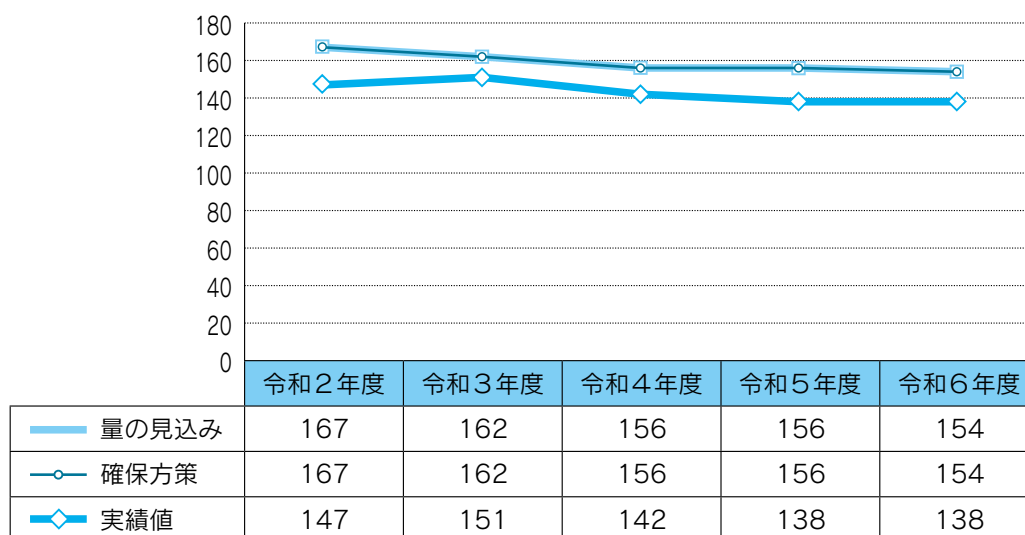
●一時預かり事業【上記以外】（延べ人数）



○時間外保育事業（延長保育事業）

利用者の実績値は、量の見込みや確保方策をやや下回る水準となっており、利用ニーズを充足する状況が続いています。

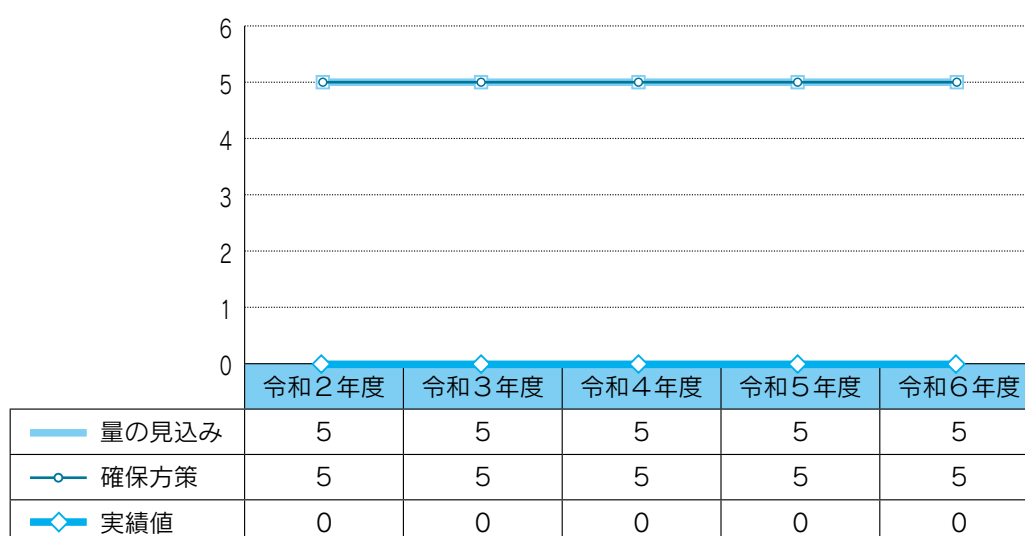
●時間外保育事業（延長保育事業）（人）



○病児・病後児保育事業

利用者の実績値は見られませんが、一定の利用見込みを想定した中で、対応できるようにしています。

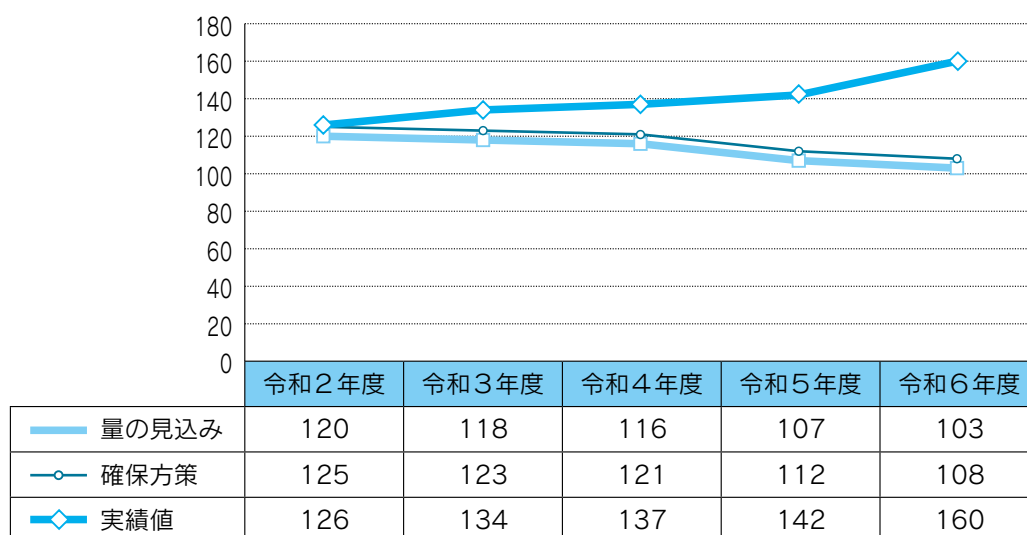
●病児・病後児保育事業（延べ人数）



○放課後児童健全育成事業（学童保育）

計画当初は利用者の実績値とおおむね同等水準を見込み、確保を行ってきたものの、その後は見込みや確保について減少の想定をしていたのに対し、実績は増加傾向にあることから、今後については、こうした利用動向を踏まえた想定のもと、計画的に確保を行っていく必要があります。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）（登録児童数）



(1) ニーズ調査の概況

子育て家庭や子どもの生活実態、要望等を把握するため、坂城町在住の就学前児童の保護者及び就学児童の保護者を対象とした子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しました。

調査実施の概要については、以下のとおりです。

- 調査期間 令和6年2月19日～3月11日

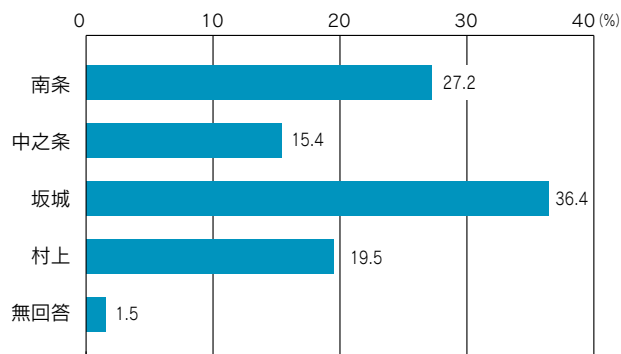
調査対象の母数と抽出方法、調査内容等

就学前児童調査	
調査対象者	町内に居住する就学前児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳から対象就学前児童を抽出
調査方法	幼稚園及び保育所を通じての配布・回収 並びに郵送法（配布・回収）
配布件数	390件
有効回収件数	272件
有効回収率	69.7%
就学児童調査	
調査対象者	町内に居住する就学児童の保護者
抽出方法	1～3年生小学校児童（保護者）
調査方法	小学校を通じての配布・回収 並びに郵送法（配布・回収）
配布件数	292件
有効回収件数	236件
有効回収率	80.8 %

【二区調査結果の概要＜就学前児童＞】

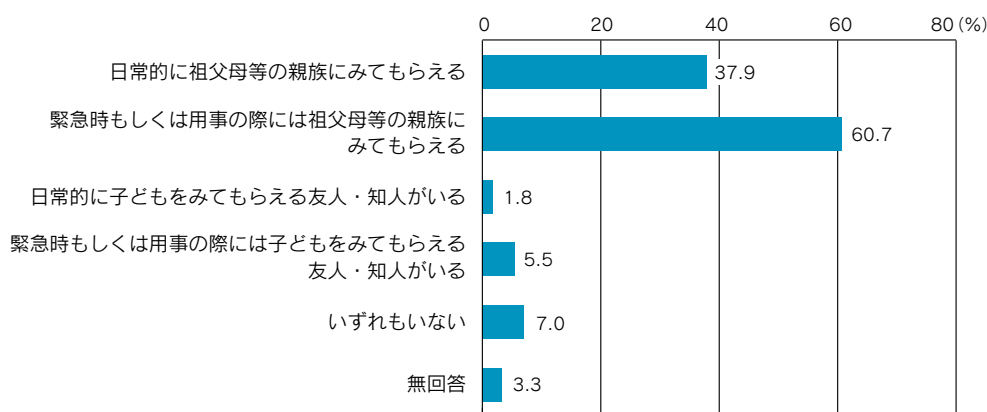
居住地区

	回答数	割合(%)
南条	74	27.2
中之条	42	15.4
坂城	99	36.4
村上	53	19.5
無回答	4	1.5
回答者総数(%ベース)	272	100.0



① 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

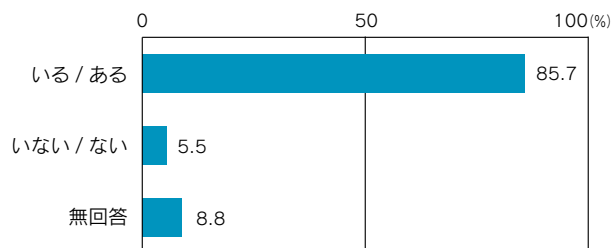
	割合(%)
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	37.9
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	60.7
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	1.8
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	5.5
いずれもない	7.0
無回答	3.3
回答者総数（%ベース）	—



日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等親族にみてもらえる」の割合が最も高く、つづいて「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多く、合算すると全体の約98%を占めています。前回の平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられませんが、多くが町内もしくは近隣に親族がいて、援助を受けることができる状態であることがわかります。

② 気軽に子育ての相談ができる人の有無

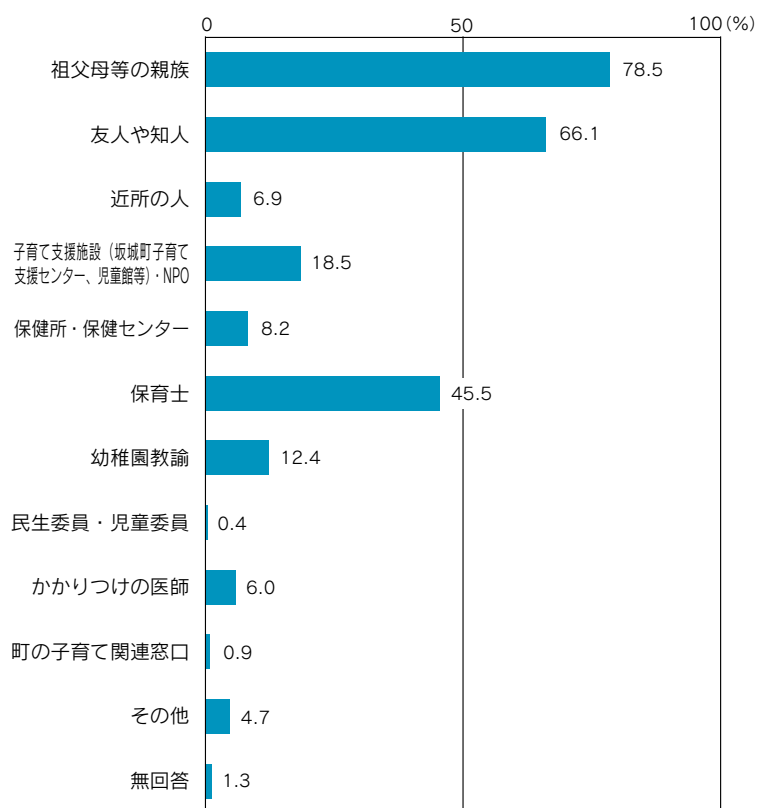
	回答数	割合(%)
いる/ある	233	85.7
いない/ない	15	5.5
無回答	24	8.8
回答者総数(%ベース)	272	100.0



気軽に子育ての相談ができる人の有無について、「いる/ある」と回答した人の割合は、85.7%で、平成30年度調査時とほぼ同じ傾向となっています。

③ 子育ての相談先（複数回答）

	割合(%)
祖父母等の親族	78.5
友人や知人	66.1
近所の人	6.9
子育て支援施設 (坂城町子育て支援センター、児童館等)・NPO	18.5
保健所・保健センター	8.2
保育士	45.5
幼稚園教諭	12.4
民生委員・児童委員	0.4
かかりつけの医師	6.0
町の子育て関連窓口	0.9
その他	4.7
無回答	1.3
回答者総数(%ベース)	—



子育ての相談先については、最も多いのが「祖父母等の親族」で、次いで「友人や知人」、3番目に多いのが保育士の順になっています。平成30年度の調査時と順位は変わらず、親族や身の回りの人、保育士が主な相談対象となっています。

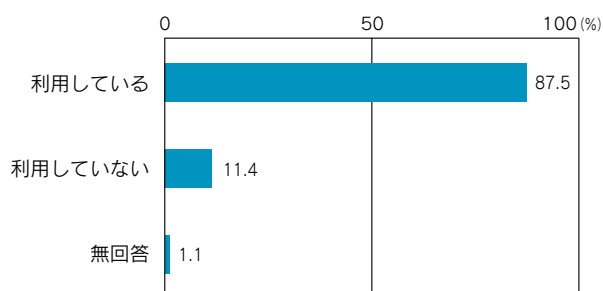
④ 母親や父親の就労状況

	母親		父親	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している	91	33.5	236	86.8
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	23	8.5	2	0.7
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している	103	37.9	0	0.0
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	14	5.1	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	33	12.1	2	0.7
これまで就労したことがない	3	1.1	0	0.0
無回答	5	1.8	54	12.3
回答者総数(%ベース)	272	100.0	272	100.0

母親や父親の就労状況について、母親の就労で「フルタイムで」現在就労していると回答した割合は、平成30年度調査と比較して3.7ポイント高くなっています。

⑤ 定期的な教育・保育事業の利用の有無

	回答数	割合(%)
利用している	238	87.5
利用していない	31	11.4
無回答	3	1.1
回答者総数(%ベース)	272	100.0



定期的な教育・保育事業の利用の有無について、「利用している」と回答した割合は87.5%で、平成30年度調査と比較し11.2ポイント増加、「利用していない」と回答した割合は11.4%で、10.7ポイント減少しています。

⑥ 定期的な教育・保育事業の利用の有無（施設別）

	回答数	割合(%)
幼稚園	45	18.9
幼稚園の預かり保育	12	5.0
認可保育所（南条・坂城・村上保育園等）	182	76.5
認定こども園	2	0.8
小規模な保育施設	0	0.0
家庭的保育	0	0.0
事業所内保育施設	3	1.3
自治体の認証・認定保育施設	1	0.4
その他の認可外の保育施設	1	0.4
居宅訪問型保育	0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0	0.0
その他	3	1.3
無回答	6	2.5
回答者総数（％ベース）	238	100.0

また、教育・保育事業の利用施設は、「認可保育所」が76.5%で、「幼稚園」が18.9%でした。平成30年度調査と比較すると、認可保育所が2.8ポイント減少し、幼稚園は増減なしとなっています。

⑦ 子育て支援事業の認知状況（知っているか）

		はい	いいえ	無回答
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	回答数	183	64	25
	割合(%)	67.3	23.5	9.2
②保健センターの情報・相談事業	回答数	217	32	23
	割合(%)	79.8	11.8	8.5
③家庭教育に関する学級・講座	回答数	53	200	19
	割合(%)	19.5	73.5	7.0
④教育相談センター・教育相談室	回答数	100	151	21
	割合(%)	36.8	55.5	7.7
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	回答数	144	103	25
	割合(%)	52.9	37.9	9.2
⑥子育ての総合相談窓口	回答数	115	135	22
	割合(%)	42.3	49.6	8.1
⑦町発行の子育て支援情報誌	回答数	157	97	18
	割合(%)	57.7	35.7	6.6

子育て支援事業の認知状況について平成30年度調査と比較すると、「はい」と回答した（知っている）人の割合が、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」で27.5ポイント減少し認知度が下がった一方、「町発行の子育て支援情報誌」は19.8ポイント増加し、認知度が上がっています。

⑧ 子育て支援事業の利用状況（利用したことがあるか）

		はい	いいえ	無回答
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	回答数	127	117	28
	割合（％）	46.7	43.0	10.3
②保健センターの情報・相談事業	回答数	118	124	30
	割合（％）	43.4	45.6	11.0
③家庭教育に関する学級・講座	回答数	16	217	39
	割合（％）	5.9	79.8	14.3
④教育相談センター・教育相談室	回答数	19	213	40
	割合（％）	7.0	78.3	14.7
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	回答数	74	168	30
	割合（％）	27.2	61.8	11.0
⑥子育ての総合相談窓口	回答数	22	212	38
	割合（％）	8.1	77.9	14.0
⑦町発行の子育て支援情報誌	回答数	63	171	38
	割合（％）	23.2	62.9	14.0

⑨ 子育て支援事業の利用意向（今後利用したいか）

		はい	いいえ	無回答
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	回答数	89	138	45
	割合（％）	32.7	50.7	16.5
②保健センターの情報・相談事業	回答数	120	110	42
	割合（％）	44.1	40.4	15.4
③家庭教育に関する学級・講座	回答数	94	138	40
	割合（％）	34.6	50.7	14.7
④教育相談センター・教育相談室	回答数	111	118	43
	割合（％）	40.8	43.4	15.8
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	回答数	122	108	42
	割合（％）	44.9	39.7	15.4
⑥子育ての総合相談窓口	回答数	123	111	38
	割合（％）	45.2	40.8	14.0
⑦町発行の子育て支援情報誌	回答数	139	92	41
	割合（％）	51.1	33.8	15.1

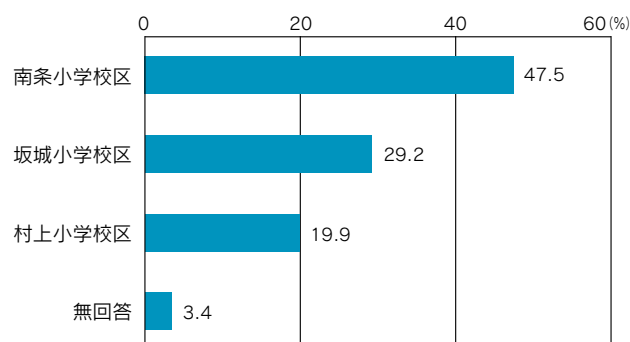
◆就学前保護者のニーズと取組方針◆

- 母親の就労について、フルタイムで働く方の割合が高くなっており、教育・保育事業の必要性は今後も高まっていくことが考えられます。
- 保育所や幼稚園などの各施設、及び多様な保育サービスについて、今後もニーズ動向を踏まえた確保に向け、取組を進めていく必要があります。
- 子育て支援事業の認知状況については、前回（平成30年度）調査と比較して、大きな変化は見られないものの、園庭等の開放に関する認知度が下がる一方で、町が発行する子育て支援情報誌については認知度が向上するなど、さまざまな動きもある状況です。
- 今後も、認知度の向上や適切な利用促進に努めつつ、教育・保育と同様、子育て支援に関わる各事業についても、ニーズ動向を踏まえた適切な確保に努める必要があります。

【ニーズ調査結果の概要＜就学児童（小学1～3年生）＞】

居住地区（小学校区）

	回答数	割合(%)
南条小学校区	112	47.5
坂城小学校区	69	29.2
村上小学校区	47	19.9
無回答	8	3.4
回答者総数(%ベース)	236	100.0



① 母親や父親の就労状況

	母親		父親	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	97	41.1	204	86.4
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4	1.7	1	0.4
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	110	46.6	2	0.8
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4	1.7	0	0.0
病気等の理由で休職している	1	0.4	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	12	5.1	1	0.4
無回答	8	3.4	28	11.9
回答者総数 (%ベース)	236	100.0	236	100.0

母親や父親の就労状況について、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.6%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が5.1%などとなっています。父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が86.4%で大半を占めています。

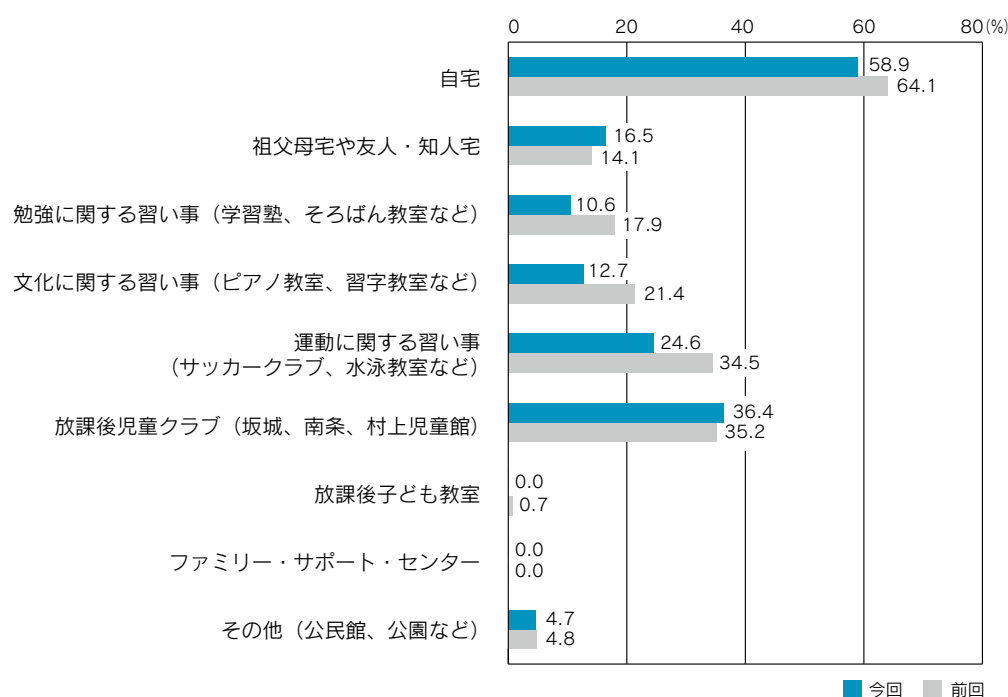
平成30年度調査との比較では、母親において、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の減少幅が6.3ポイントとやや大きくなっています。

また、就学前児童の調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が7.6ポイント高く、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が8.7ポイント高いのとあわせ、就学前児童の母親より1割近く多くの方が、就労している状況です。父親は、平成30年度調査や就学前児童の調査との比較では、大きな違いが見られませんでした。

② 放課後の居場所

	回答数	割合(%)
自宅	139	58.9
祖父母宅や友人・知人宅	39	16.5
勉強に関する習い事（学習塾、そろばん教室など）	25	10.6
文化に関する習い事（ピアノ教室、習字教室など）	30	12.7
運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）	58	24.6
放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）	86	36.4
放課後子ども教室	0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0	0.0
その他（公民館、公園など）	11	4.7
回答者総数（%ベース）	236	100.0

【現在】 放課後平日／週1回以上利用して（過ごして）いるもの（複数回答）



放課後の居場所について「自宅」が58.9%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）」が36.4%、「運動に関する習い事(サッカークラブ、水泳教室など)」が24.6%などとなっています。

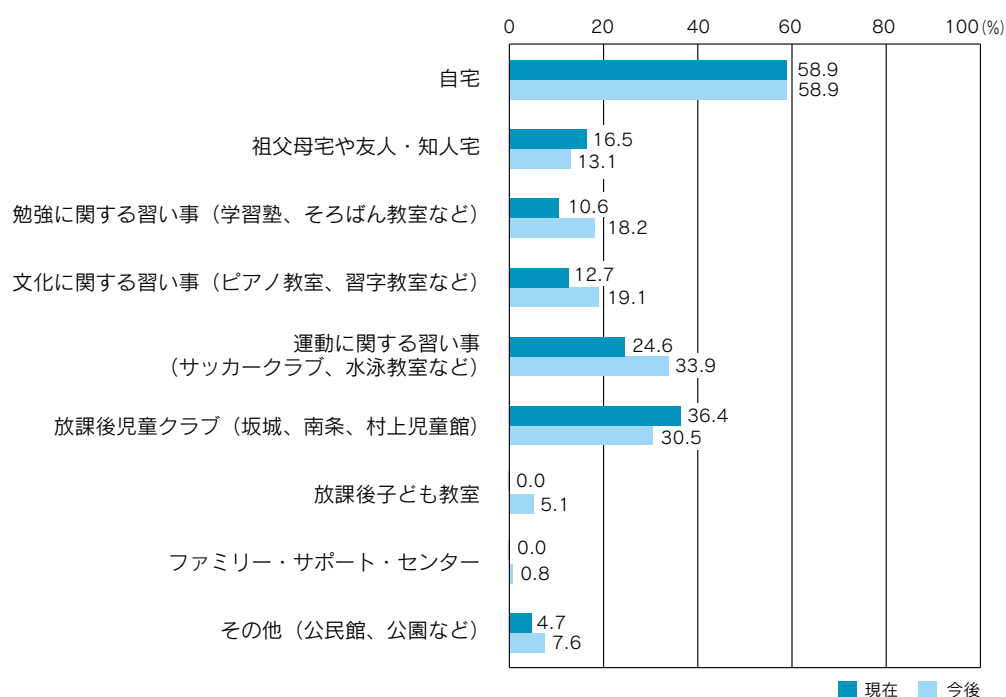
平成30年度調査と比較すると、「自宅」が5.2ポイント減少、「勉強に関する習い事(学習塾、そろばん教室など)」が7.3ポイント減少、「文化に関する習い事（ピアノ教室、習字教室など）」が8.7ポイント減少、「運動に関する習い事(サッカークラブ、水泳教室など)」が9.9ポイント減少するといった変化が見られます。

③ 放課後の居場所（現状と今後の意向）

	現在	今後
自宅	58.9	58.9
祖父母宅や友人・知人宅	16.5	13.1
勉強に関する習い事（学習塾、そろばん教室など）	10.6	18.2
文化に関する習い事（ピアノ教室、習字教室など）	12.7	19.1
運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）	24.6	33.9
放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）	36.4	30.5
放課後子ども教室	0.0	5.1
ファミリー・サポート・センター	0.0	0.8
その他（公民館、公園など）	4.7	7.6
回答者総数（％ベース）	100.0	100.0

【現状と今後の意向】

放課後平日／週1回以上利用して（過ごして）いるもの（複数回答）



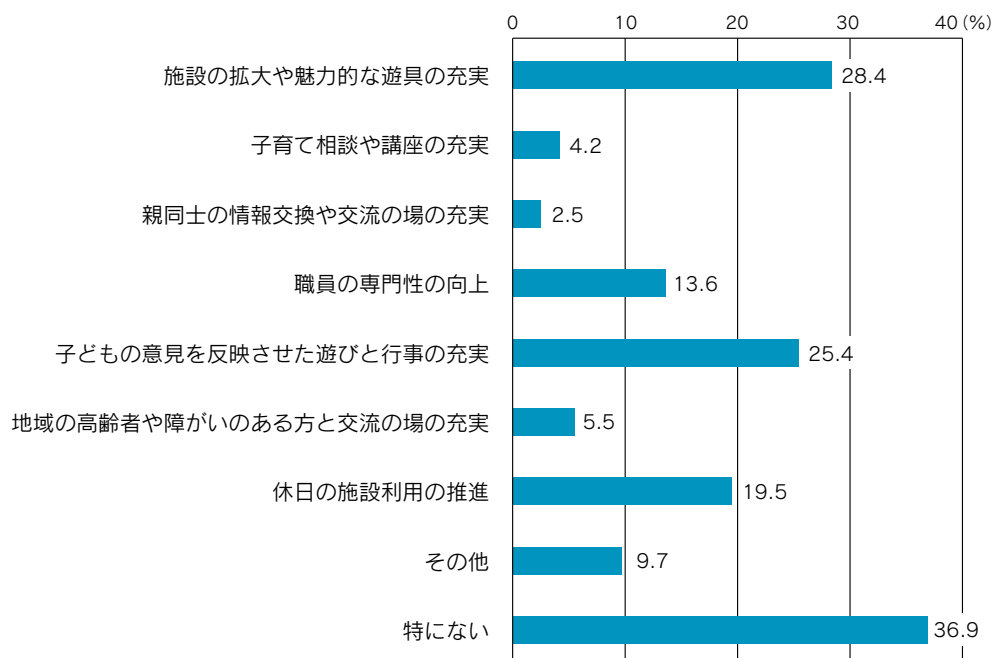
放課後の居場所について、現状と今後の意向を比べると、「自宅」が現状・今後ともに同じ割合でもっとも高くなっています。

次いで多いのは、現状では「放課後児童クラブ(坂城、南条、村上児童館)」なのに対し、今後では「運動に関する習い事(サッカークラブ、水泳教室など)」が上回っています。

また、「勉強に関する習い事(学習塾、そろばん教室など)」や「文化に関する習い事」については、いずれも現状より今後の方が利用意向が高まる傾向にあります。

④ 児童館への要望

	回答数	割合(%)
施設の拡大や魅力的な遊具の充実	67	28.4
子育て相談や講座の充実	10	4.2
親同士の情報交換や交流の場の充実	6	2.5
職員の専門性の向上	32	13.6
子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実	60	25.4
地域の高齢者や障がいのある方と交流の場の充実	13	5.5
休日の施設利用の推進	46	19.5
その他	23	9.7
特にない	87	36.9
回答者総数（%ベース）	236	100.0

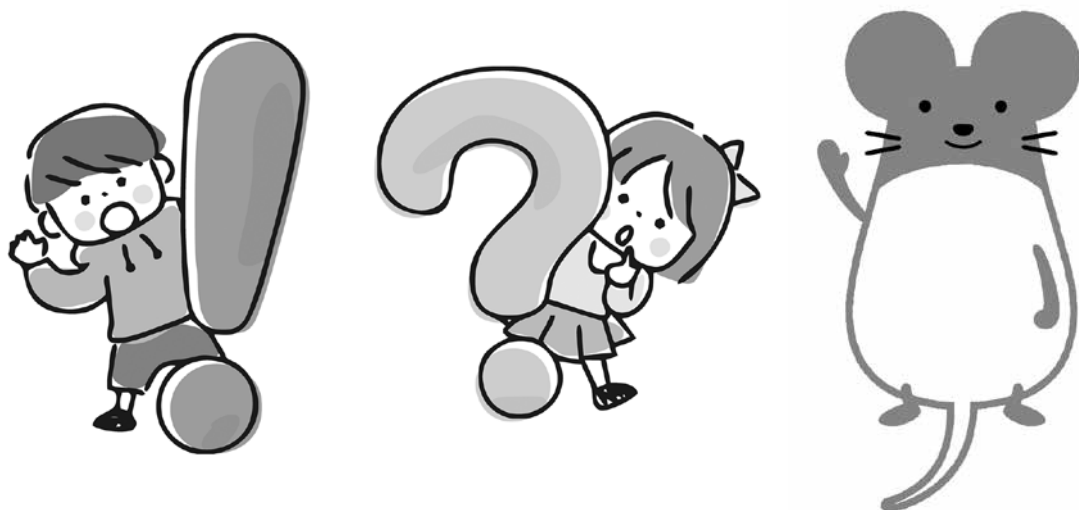


児童館への要望については、「特にない」が36.9%で最も多く、次いで「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」が28.4%、「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」が25.4%、「休日の施設利用の推進」が19.5%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」が6.1ポイント増加していることが特徴として挙げられます。

◆就学児童の保護者ニーズと取組方針◆

- 就学前児童と比べ、保護者の就労割合が高くなっているほか、平成30年度調査と比べ、女性のフルタイムでの就労割合が増加しています。
- 就学前児童と同様、将来的に子ども人口の減少が予測されていますが、放課後の居場所の受け皿として、放課後児童クラブ事業や、ファミリー・サポート・センター事業については、子育て支援に向けた中核的事業として、引き続き一定の需要が見込まれることから、ニーズ動向を踏まえつつ必要な事業量を確保していく必要があります。
- 児童館への要望として「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」の割合が増加していることから、過ごし方に関する子どものニーズや自主性などを踏まえつつ、放課後児童クラブ活動をさらに充実させていくことが求められます。
また施設面についても、施設改修などの環境整備について計画的な取組に努めることが求められます。



(2) 子ども調査の概況（WEBアンケート）

就学前児童や小学校低学年世代のほか、幅広く子どもを取り巻く実情を把握するため、小学校4～6年生及び中学校1～3年生を対象として、インターネットを活用したWEBアンケート実施しました。

調査実施の概要については、以下のとおりです。

- 調査期間 令和6年2月19日～3月11日

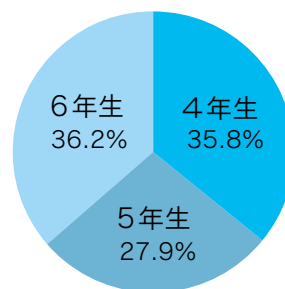
調査対象の母数と抽出方法、調査内容等

小学4～6年生 児童調査	
調査対象者	町内の小学4～6年生 児童
調査方法	オンライン回答
配布件数	254件
有効回収件数	254件
有効回収率	100.0%
中学1～3年生 生徒調査	
調査対象者	町内の中学1～3年生 生徒
調査方法	オンライン回答
配布件数	216件
有効回収件数	216件
有効回収率	100.0%

【子ども調査結果の概要＜小学4～6年生＞】

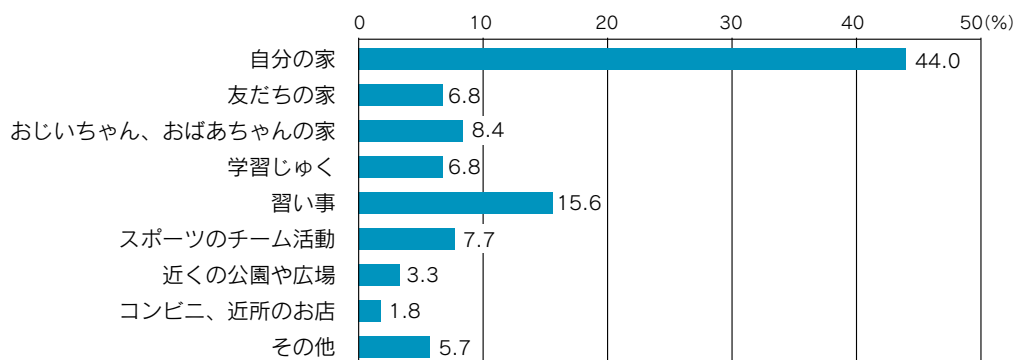
学年

	回答数	割合(%)
4年生	91	35.8
5年生	71	27.9
6年生	92	36.2
総 計	254	100.0



① 放課後の居場所

	回答数	割合(%)
自分の家	240	44.0
友だちの家	37	6.8
おじいちゃん、おばあちゃんの家	46	8.4
学習じゅく	37	6.8
習い事	85	15.6
スポーツのチーム活動	42	7.7
近くの公園や広場	18	3.3
コンビニ、近所のお店	10	1.8
その他	31	5.7
総 計	546	100.0



放課後の居場所については、「自分の家」が44.0%で最も多く、続いて「おじいちゃん、おばあちゃんの家」が8.4%となっています。半数近くが放課後を自宅ですごしています。

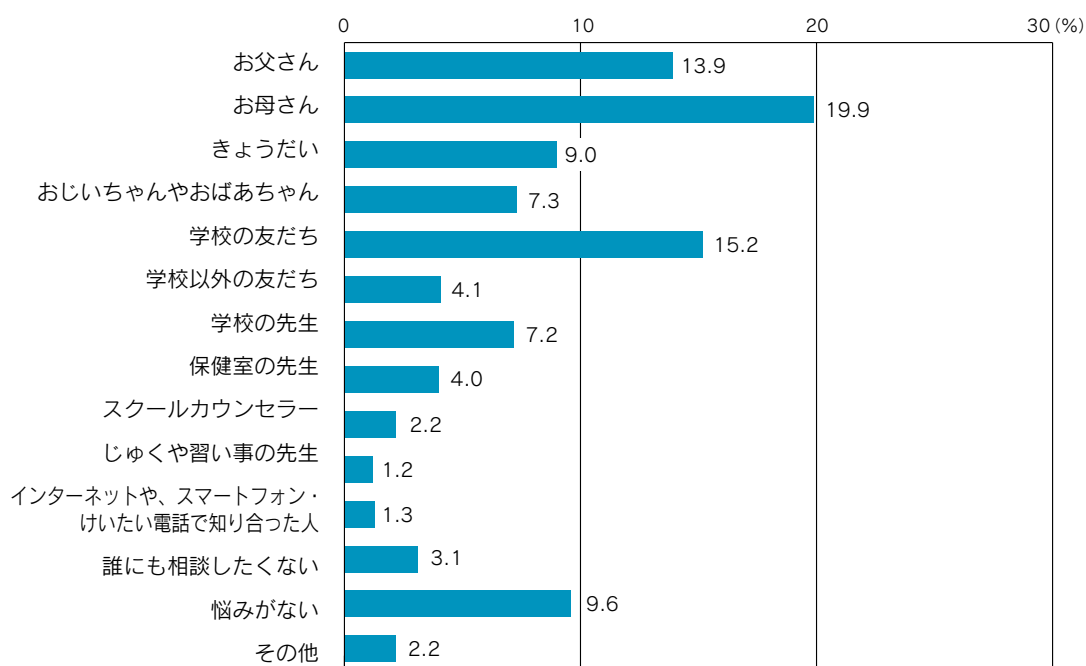
② 悩みや心配ごと、相談したいこと

	回答数	割合(%)
ある	46	18.1
ない	208	81.9
総 計	254	100.0

今、悩んでいることや心配なこと、困っていること、相談したいと思っていることがあるかについては、全体の2割近くが「ある」と回答しています。

③ 悩みや心配ごとの相談先

	回答数	割合(%)
お父さん	109	13.9
お母さん	156	19.9
きょうだい	70	9.0
おじいちゃんやおばあちゃん	57	7.3
学校の友だち	119	15.2
学校以外の友だち	32	4.1
学校の先生	56	7.2
保健室の先生	31	4.0
スクールカウンセラー	17	2.2
じゅくや習い事の先生	9	1.2
インターネットや、スマートフォン・けいたい電話で知り合った人	10	1.3
誰にも相談したくない	24	3.1
悩みがない	75	9.6
その他	17	2.2
総 計	782	100.0



悩みや心配ごとの相談先については、「お母さん」が19.9%で最も多くなっています。次いで「学校の友だち」15.2%、「お父さん」13.9%と続きます。

④ 記述回答から

- 行ってみたい・交流したい国については、アメリカ、欧州、アジア、南米など、さまざまな国が挙げられています。
- 話しやすさや相談しやすい環境づくりについては、相談できる場所や人、内容が知れ渡らないようにすること、友だちづくりをするなど、多様な意見が挙げられています。
- 子育てにやさしいまちづくりに向けては、親へのサポート、金銭的な支援、話す・相談するなど、コミュニケーション機会の充実を挙げる意見などが見られます。

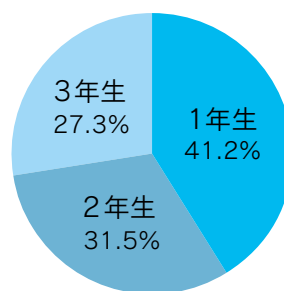
◆小学4～6年生の回答傾向と取組方針◆

- 放課後居場所や過ごし方としては自分の家が多く、そのほかについては、割合としては少ないものの、友だちの家や祖父母の家、学習塾や習い事など多岐に渡る状況となっています。
- 全体の2割近くの児童が悩みや心配ごとがある、と回答しており、相談先としては親や友だちが多くなっています。町では関係機関と連携した相談の場、窓口などの機会を設けており、今後も悩みや問題を抱える子どもなどが相談しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 安心・安全な居場所の確保、心身を通じた健康など、子どもの健やかな成長に配慮した環境づくりについて、今後取り組んでいく必要があります。
- 現在行っている、タブレット端末等を活用したICT教育や、外国との国際交流事業など、多様な学びの機会を通じ、心豊かな学び、情報共有の促進などを図り、子どもの育ちに対し、より一層寄り添っていくことも求められます。

【子ども調査結果の概要＜中学1～3年生＞】

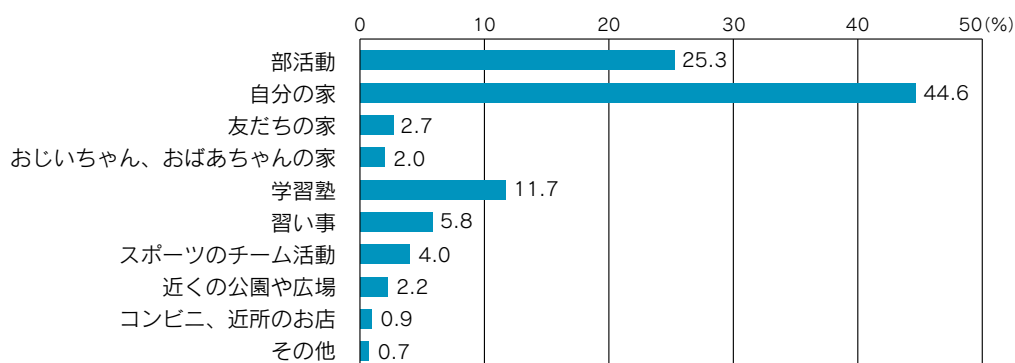
学年

	回答数	割合(%)
1年生	89	41.2
2年生	68	31.5
3年生	59	27.3
総 計	216	100.0



① 放課後の居場所

	回答数	割合(%)
部活動	113	25.3
自分の家	199	44.6
友だちの家	12	2.7
おじいちゃん、おばあちゃんの家	9	2.0
学習塾	52	11.7
習い事	26	5.8
スポーツのチーム活動	18	4.0
近くの公園や広場	10	2.2
コンビニ、近所のお店	4	0.9
その他	3	0.7
総 計	446	100.0



放課後の居場所については、「自分の家」が44.6%で最も多く、続いて「部活動」が25.3%、「学習塾」が11.7%となっています。

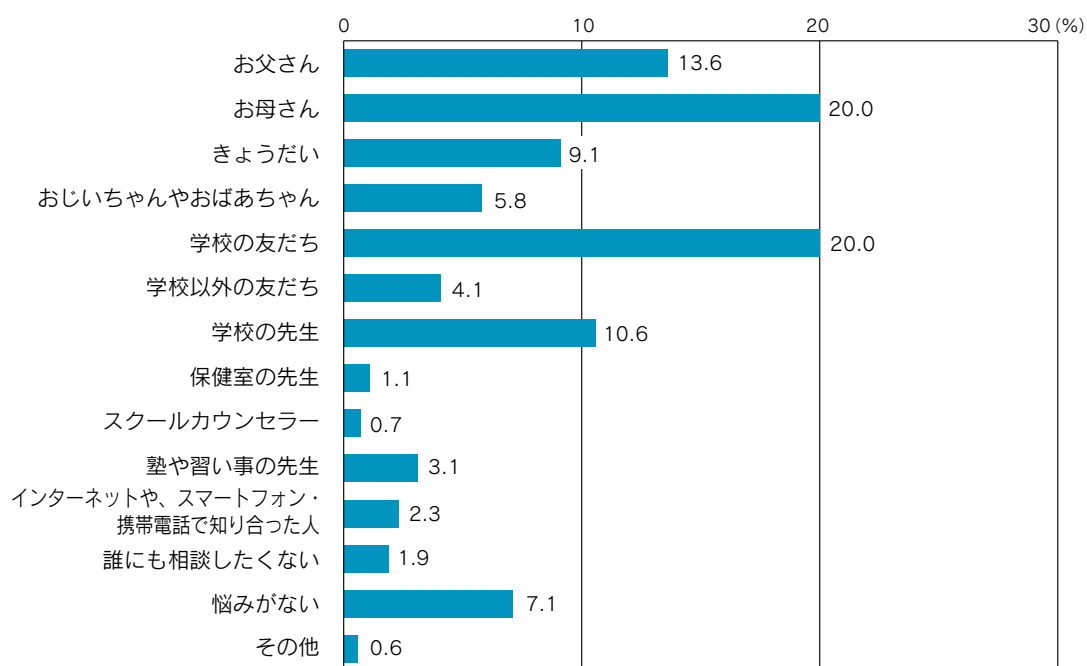
② 悩みや心配ごと、相談したいこと

	回答数	割合(%)
ある	12	5.6
ない	204	94.4
総 計	216	100.0

今、悩んでいることや心配なこと、困っていること、相談したいと思っていることがあるかについては、全体の1割未満が「ある」と回答しています。

③ 悩みや心配ごとの相談先

	回答数	割合(%)
お父さん	95	13.6
お母さん	140	20.0
きょうだい	64	9.1
おじいちゃんやおばあちゃん	41	5.8
学校の友だち	140	20.0
学校以外の友だち	29	4.1
学校の先生	74	10.6
保健室の先生	8	1.1
スクールカウンセラー	5	0.7
塾や習い事の先生	22	3.1
インターネットや、スマートフォン・携帯電話で知り合った人	16	2.3
誰にも相談したくない	13	1.9
悩みがない	50	7.1
その他	4	0.6
総 計	701	100.0



「お母さん」と「学校の友だち」が20.0%で最も多くなっています。次いで「お父さん」13.6%、「学校の先生」10.6%と続きます。

④ 記述回答から

- 行ってみたい・交流したい国については、小学4～6年生の回答と同様、世界各国に渡っており、そのなかでもイギリス・イタリア・フランスなどの欧州、アメリカ、アジア圏などの国が比較的多く挙がっています。
- 話しやすさや相談しやすい環境づくりについては、信頼できる、話しやすい、静かな、といった相談場所を求める意見が多く挙がっています。カウンセリングを希望するなど、より具体的に相談をイメージしている状況もうかがえます。
- 子育てにやさしいまちづくりに向けては、さまざまな費用等、金銭面における負担の軽減を望む意見が比較的多く挙がっています。また、悩みや相談、カウンセリングなどの場、ふれあいや交流できる場、保育所等の施設面など、多様な意見が見られます。

◆ 中学1～3年生の回答傾向と取組方針 ◆

- 放課後居場所や過ごし方としては自分の家や部活動が多く挙がり、学習塾や習い事などが続いています。
- 悩みや心配ごとがある、と回答したのは全体の1割に満たない割合で、小学4～6年に比べると少ないものの、記述回答ではより具体的に相談機会を求める意見も多く挙がっていることから、相談対応の必要性は決して低くない状況とも考えられます。関係機関と連携した相談の場、窓口などの機会を設けており、今後も悩みや問題を抱える子どもなどが相談しやすい環境づくり、情報提供等の適切な対応を進める必要があります。
- 思春期を迎える中学生世代において、心身を通じた健康や、金銭面や相談、ふれあい・交流など、多様な面での支援について、今後も取り組んでいく必要があります。
- 現在行っている、タブレット端末等を活用したICT教育や、外国との国際交流事業など、多様な学びの機会を通じ、心豊かな学び、情報共有の促進などを図り、子どもの育ちに対し、より一層寄り添っていくことも求められます。

第3章

計画の基本的な方針

1

基本理念

保護者が子育てに生きがいを感じ、地域みんなで子育てをサポートするなど、これからの坂城町を担う子どもたちの成長を地域と共に支え、子どもが心豊かで健やかに成長し家族の喜びが笑顔になる未来に輝くまちを目指します。

地域みんなで子育てサポート
～子どもすくすく、家族にここにこ、地域いきいき～

スローガン

「坂城の子は 坂城で育てる」

2

基本的な視点

「こども基本法」第5条には「地方公共団体は基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつその区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、計画の推進のため、次の5つを基本的な視点とします。

(1) 子どもの視点に立った支援

子どもは家族の愛情の下に養育され、子どものよりよい育ちを社会全体で支えるため、幼児期の人格形成を培う教育・保育について適切な内容及び水準のものとなるよう配慮し、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とします。

(2) すべての子どもへの支援

一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で、健やかな育ちができるよう、状態に応じたきめ細かな支援と必要となる支援を誰もが受けられるよう取り組みます。

(3) 育ちの連続性を踏まえた支援

乳幼児期から思春期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力を養い、発達段階に応じた育ちや学びができるよう子どもの個性を尊重し、子どもの育ちに関わる大人と関係機関が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にします。

(4) 保護者に寄り添った子育て支援

妊娠、出産、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合い子どもの成長に喜びを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、家庭の子育ての力を高める支援に取り組みます。

(5) 社会全体で子どもの育ちを支援

社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な地域資源との協働を図りながら、社会全体で子育てを支援できるよう取り組みます。

(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます

子どもの育ちを考え、健やかに安心して成長できる環境づくりに努めます。

また、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組み、子どもの健やかな成長と発達を支援します。

児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応により、子どもの人権尊重と保護を促進するとともに、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを目指します。

(2) 子どもや家庭を切れ目なく支援します

子ども一人ひとりの個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、幼稚園・保育所から小・中学校まで一貫した支援と子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的支援を充実します。

(3) 安心して子育てができる体制を整えます

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭の孤立を防ぐため、子育て家庭の交流機会を増やし悩みごとへの相談体制、地域全体で子育てへの支援の充実を図ります。

また、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えるため、子どもと家庭への支援体制を整えるとともに、すべての子どもが学校において調和のとれた人間に成長できるよう教育環境の充実を図り、子どもの安全が守られるような環境整備を行い、子育てに優しいまちづくりを推進します。

子ども・子育て支援事業計画

1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等

保育所、幼稚園、認定こども園等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型に関する第3期事業計画期間として、令和7～11年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

量の見込みについては、第2期事業計画における推移や今後の人口推移等の見通し、令和5年度に実施したニーズ調査結果などを踏まえ、設定しています。

確保方策の内容については、幼稚園や保育所等、既存施設等における確保を目指すものとします。各施設の有効活用、事業者動向などを踏まえ、需要動向に対応していきます。

● 1・2・3号認定の区分説明

認定区分	対象者	対象施設
1号認定 (教育保育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等

(1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

（単位：人）

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	65	62	60	60	59	59	56	55	54	54
	確保方策	65	62	60	60	59	59	56	55	54	54
	特定教育・保育施設	50	50	50	50	50	59	56	55	54	54
	確認を受けない幼稚園	15	12	10	10	10	0	0	0	0	0
実 績	実績値	73	73	72	67	62	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	54	58	58	53	50	-	-	-	-	-
	確認を受けない幼稚園	19	15	15	14	12	-	-	-	-	-
実績／計画比		112.3%	117.7%	120.0%	111.7%	105.1%	-	-	-	-	-

(2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

（単位：人）

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	213	204	197	199	196	160	151	147	143	143
	教育ニーズ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育ニーズ	213	204	197	199	196	160	151	147	143	143
	確保方策	213	204	197	199	196	160	151	147	143	143
	特定教育・保育施設	213	204	197	199	196	159	150	146	142	142
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
実 績	実績値	224	216	194	175	169	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	223	214	192	174	168	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	1	2	2	1	1	-	-	-	-	-
実績／計画比		105.2%	105.9%	98.5%	87.9%	86.2%	-	-	-	-	-

(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

(単位：人)

区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	103	102	100	97	95	97	97	95	93	90
	確保方策	103	102	100	97	95	97	97	95	93	90
	特定教育・保育施設	103	102	100	97	95	95	95	93	91	88
	地域型保育事業所	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
実績	実績値	99	102	99	101	100	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	99	102	98	100	99	-	-	-	-	-
	地域型保育事業所	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0	0	0	1	1	-	-	-	-	-
実績／計画比		96.1%	100.0%	99.0%	104.1%	105.3%	-	-	-	-	-

(参考：3号認定の年齢区分別表（第3期）)

区分			第3期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	計画	量の見込み	30	29	29	28	27
		確保方策	30	29	29	28	27
		特定教育・保育施設	28	27	27	26	25
		地域型保育事業所	1	1	1	1	1
		認可外保育施設	1	1	1	1	1
1歳児	計画	量の見込み	33	32	31	30	29
		確保方策	33	32	31	30	29
		特定教育・保育施設	31	30	29	28	27
		地域型保育事業所	1	1	1	1	1
		認可外保育施設	1	1	1	1	1
2歳児	計画	量の見込み	34	36	35	35	34
		確保方策	34	36	35	35	34
		特定教育・保育施設	32	34	33	33	32
		地域型保育事業所	1	1	1	1	1
		認可外保育施設	1	1	1	1	1

2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等

地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じ、坂城町子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

各事業については、法定事業としての区分、種別として次のように位置づけられます。

●地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本町における事業名	種 別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業	子育て世代包括支援センター事業	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業	○			
(3) 妊婦健康診査	妊婦健康診査				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	要保護及び準要保護児童就学援助事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	子育て短期支援事業			○	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業			○	
(8) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育	一時預かり及び幼稚園の預かり保育			○	
(9) 時間外保育事業	時間外保育事業			○	
(10) 病児・病後児保育事業	病児病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	副食費補足給付事業				○
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	(必要に応じ実施を検討)				○
(14) 【新規】子育て世帯訪問支援事業	(必要に応じ実施を検討)		○		
(15) 【新規】児童育成支援拠点事業	(必要に応じ実施を検討)			○	
(16) 【新規】親子関係形成支援事業	(必要に応じ実施を検討)	○			
(17) 【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	(R8年度から実施)			○	
(18) 【新規】妊婦等包括相談支援事業	(R7年度から実施)	○			
(19) 【新規】産後ケア事業	産後ケア事業	○			

※【新規】項目については、第3期となる本計画から新たに位置づけるものであり、既存事業の活用や組み合わせなども踏まえ、今後に向けた実態把握や実施検討など、実情に応じた取組を目指すものです。

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

令和3年4月に「坂城町子育て世代包括支援センター」事業を保健センターと子育て支援センターにおいて開始しました。

令和5年3月に「坂城町子ども家庭総合支援拠点」事業を子育て支援センターにおいて開始しました。今後も、利用者支援に関わる体制の充実について進めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる親子が相互に交流を行う場所として、また地域の子育て中の保護者に、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、「坂城町子育て支援センター」で実施しており、引き続き誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

●地域子育て支援拠点事業

[単位：子育て支援センターの利用延べ人数]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	10,011	9,787	9,565	9,414	9,190	7,306	7,080	6,873	6,685	6,572
	確保方策	10,011	9,787	9,565	9,414	9,190	7,306	7,080	6,873	6,685	6,572
	地域子育て支援 拠点事業	10,011	9,787	9,565	9,414	9,190	7,306	7,080	6,873	6,685	6,572
実 績	実績値	7,575	7,650	6,527	7,664	7,664	-	-	-	-	-
	地域子育て支援 拠点事業	7,575	7,650	6,527	7,664	7,664	-	-	-	-	-
実績／計画比		75.7%	78.2%	68.2%	81.4%	83.4%	-	-	-	-	-

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦が安心して出産できるよう、妊娠から出産まで14回の「妊婦健康診査」と、母子の健康のために「妊婦歯科検診」を無料で受診できます。

[単位：人]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	-	-	-	-	-	94	91	88	85	82
	確保方策	-	-	-	-	-	94	91	88	85	82
実績	実績値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象として、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。保健師が自宅を訪問し、乳児の発育状況の確認、保護者の健康・育児相談を実施します。

[単位：人]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	-	-	-	-	-	54	48	42	37	33
	確保方策	-	-	-	-	-	54	48	42	37	33
実績	実績値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 養育支援訪問事業

妊婦健康診査の未受診者やひとり親世帯など、支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行い、保健師や助産師がその居宅を訪問し、保護者の育児、家事等養育に関する指導・助言等を行います。

特別な支援が必要な児童・家庭に対する事業であり、支援の必要性を把握した上で、今後も適切に事業を実施していきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において、一時的に子育てが困難となった場合等、児童を施設で預かることにより、保護者の育児の負担軽減及び心身のリフレッシュを図ることで、子育てを支援します。

- 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現在町では、うえだみなみ乳児院（上田市）と児童養護施設 恵愛（千曲市）へ委託し実施しています。

●子育て短期支援事業

[単位：延べ人数]

区分 年度		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3
	確保方策	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3
実績	実績値	0	21	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の人、仕事などで子どもの世話ができないときに、地域の有償ボランティアがサポートする会員同士の相互援助活動です。子育てを応援してほしい人（依頼会員）と、子育てを応援したい人（協力会員）をセンター事務局が紹介し、子育て家庭の利便性を図ります。

依頼会員が協力会員に子どもの世話を依頼し、活動終了後に利用料金を支払う仕組みです。

●ファミリー・サポート・センター事業

[単位：延べ人数]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	200	200	200	200	200	62	60	58	57	55
	確保方策	200	200	200	200	200	62	60	58	57	55
	ファミリー・サポ ート・センター事業	200	200	200	200	200	62	60	58	57	55
実 績	実績値	70	46	2	11	63	-	-	-	-	-
	ファミリー・サポ ート・センター事業	70	46	2	11	63	-	-	-	-	-
実績／計画比		35.0%	23.0%	1.0%	5.5%	31.5%	-	-	-	-	-

(8) 一時預かり事業

幼稚園や保育所等の就学前施設を普段利用していない子どもを、幼稚園や保育所で預かる事業です。また、里帰り出産など一定期間保育を受ける事が困難となった場合、一時的に預かりに必要な保護を行います。

利用の実績値から今後の需要を勘案し、利用見込みに基づき各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応していきます。

●一時預かり及び幼稚園の預かり保育〔幼稚園における在園児対象〕

[単位：延べ人数]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	3,941	3,717	3,605	3,493	3,493
	確保方策	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	3,941	3,717	3,605	3,493	3,493
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	3,941	3,717	3,605	3,493	3,493
実 績	実績値	3,514	2,909	3,460	4,183	4,183	-	-	-	-	-
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3,514	2,909	3,460	4,183	4,183	-	-	-	-	-
	実績／計画比	140.6%	116.4%	138.4%	167.3%	167.3%	-	-	-	-	-

●一時預かり及び幼稚園の預かり保育〔2号認定における定期利用〕

[単位：延べ人数]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2号認定における定期的な利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 績	実績値	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	2号認定における定期的な利用	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	実績／計画比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●一時預かり及び幼稚園の預かり保育〔上記以外〕

[単位：延べ人数]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	1,157	1,131	1,105	1,088	1,062	398	386	375	365	359
	確保方策	1,157	1,131	1,105	1,088	1,062	398	386	375	365	359
	上記以外（幼稚園における在園児利用以外）	1,157	1,131	1,105	1,088	1,062	398	386	375	365	359
実 績	実績値	715	569	502	417	417	-	-	-	-	-
	上記以外（幼稚園における在園児利用以外）	715	569	502	417	417	-	-	-	-	-
	実績／計画比	61.8%	50.3%	45.4%	38.3%	39.3%	-	-	-	-	-

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を実施する事業です。

町立3保育所について、日曜日や祝日の保育は実施しておりませんが、女性の就業率の向上に伴い、これまでの実績を踏まえ必要量を見込んでいます。

子育て世帯のニーズに対応できるよう各保育所における体制の確保に努めていきます。

●時間外保育事業

[単位：人]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	167	162	156	156	154	132	128	125	122	120
	確保方策	167	162	156	156	154	132	128	125	122	120
実績	実績値	147	151	142	138	138	-	-	-	-	-
実績／計画比		88.0%	93.2%	91.0%	88.5%	89.6%	-	-	-	-	-

(10) 病児・病後児保育事業

児童が病気になったとき、または病気の回復時で本来の状態に戻っていないため、他の児童との集団生活が困難な時期に、保育所等にかわって一時的に預かる事業です。

病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施するものですが、町内にはこのような施設がないことから、近隣の9市町村（長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町）で実施する長野地域連携中枢都市圏域内での利用が可能です。

広域的な利用等を促進しつつ、事業についての更なる周知に努めていきます。

●病児・病後児保育事業

[単位：延べ人数]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
実績	実績値	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-

(11) 放課後児童クラブ

保護者の就労等により昼間家庭にいない小学6年生までの児童に対し、家庭や地域との連携のもと、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等、児童の健全な育成を図る事業です。

放課後児童支援員により、児童の発達段階に応じた必要な支援と、適切な遊び、生活の場を提供しています。

●放課後児童クラブ

[単位：人（登録児童数）]

年度 区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計 画	量の見込み	120	118	116	107	103	157	148	142	133	124
	確保方策	125	123	121	112	108	157	148	142	133	124
	小学1年生（低学年）	47	46	46	39	41	53	50	48	45	42
	小学2年生（〃）	43	41	40	39	34	53	50	48	45	42
	小学3年生（〃）	30	31	30	29	28	40	38	36	34	32
	小学4年生（高学年）	4	4	4	4	4	9	8	8	7	6
	小学5年生（〃）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	小学6年生（〃）	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
実 績	実績値	126	134	137	142	160	-	-	-	-	-
	小学1年生（低学年）	44	46	63	58	54	-	-	-	-	-
	小学2年生（〃）	47	41	38	54	54	-	-	-	-	-
	小学3年生（〃）	28	36	22	22	41	-	-	-	-	-
	小学4年生（高学年）	7	11	13	7	10	-	-	-	-	-
	小学5年生（〃）	0	0	1	1	1	-	-	-	-	-
	小学6年生（〃）	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		100.8%	108.9%	113.2%	126.8%	148.1%	-	-	-	-	-

（第1期計画においては低学年・高学年の2区分。第2期からは学年ごとの区分。）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

幼稚園（確認を受けない幼稚園）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用について、保護者の世帯所得を勘案しながら助成する事業など、該当する事業について、対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、適切に事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

施設や定員規模等の需給動向により、必要に応じて事業の実施を検討します。

(14) 【新規】子育て世帯訪問支援事業

家事負担や養育不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を行う事業です。

支援が必要な家庭には、関係機関と連携しながら実施を検討します。

(15) 【新規】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐことを目的とした事業です。

今後必要に応じ事業の実施を検討します。

(16) 【新規】親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

今後必要に応じ事業の実施を検討します。

(17)【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるよう実施する事業です。

令和8年度からの実施に向け調整を進めてまいります。

[単位：延べ人数／日]

区分		第2期					第3期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	量の見込み	-	-	-	-	-	-	6	6	6	6
	確保方策	-	-	-	-	-	-	6	6	6	6
	年齢										
	0歳児	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2
	1歳児	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2
	2歳児	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2
実績	実績値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年齢										
	0歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(18)【新規】妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

[単位：延べ人数]

区分		第2期					第3期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	量の見込み	-	-	-	-	-	171	168	162	159	153
	確保方策	-	-	-	-	-	171	168	162	159	153
実績	実績値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(19)【新規】産後ケア事業

産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行います。

[単位：延べ人数]

区分		第2期					第3期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	-	-	-	-	-	32	32	30	29	26
	確保方策	-	-	-	-	-	32	32	30	29	26
実績	実績値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

施策の展開

基本目標 1

子どもの健やかな成長と
豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます

《施策の方向性》

施策 1 妊娠・出産・子育て期の支援

妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう、保健センターの保健師と子育て支援センターの保育士・家庭児童相談員との連携を強化し、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援を行います。

母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。

施策 2 幼児期の教育・保育環境の整備

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、保育人材を確保するとともに、幼稚園・保育所の適切な利用定員確保を図ります。

施策 3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

妊娠期から切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぎ虐待発生の未然防止に努めます。子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立った支援を推進します。

児童虐待の通告等に迅速に対応するため、子ども支援室・子育て支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、適切に対応するため対応能力の向上を図ります。

《SDGsと施策の関係性》

[該当ロゴ(番号)]



【施策1 妊娠・出産・子育て期の支援】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
母子健康手帳交付・妊産婦健康診査	妊婦が安心して出産を迎えられるよう母子健康手帳を交付するとともに、妊婦一般健康診査及び出産後の産婦健康診査の費用を助成します。	継続実施 【保健センター】
ハッピーベビー教室	胎児、乳幼児の成長発達についての学習の場として、妊娠中2回の教室を開催します。妊娠中や出産後の身体のこと、必要な栄養のことについて夫婦一緒に学びます。	妊娠中期と後期の2クラスにわけ、年4回子育て支援センターで開催。夫婦で参加していただけるよう、土曜日に開催 【保健センター】
すこやか手帳交付	乳幼児の健康の保持・増進と町の乳幼児健康診査や予防接種等の事業の周知を図るため、出生届時に交付します。	継続実施 【保健センター】
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、保健師が全乳児の家庭訪問を実施し、子の発達を確認するとともに親の不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供が受けられるよう支援します。	継続実施 【保健センター】
不妊・不育症治療費助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対し、年間50万円を限度に治療費用を助成します。また、不育症治療については、1回の妊娠につき10万円を限度に助成します。	継続実施 【保健センター】
乳幼児歯科保健指導	歯科衛生士により、町内各保育所・坂城幼稚園・子育て支援センターにおいて歯科保健指導を行います。	各施設において年1回実施 【保健センター】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
乳幼児健康診査・健康相談	1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に健康診査・健康相談を実施します。乳幼児の身体・精神発達のスクリーニング及び食事・歯科の保健指導や相談を行うことと合わせ、同じ月齢の子を持つ親同士の交流や育児不安の軽減を目的としています。	R7年度より1か月児健康診査を実施 【保健センター】
予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための定期予防接種について、医療機関に委託し実施します。また、任意予防接種の費用について一部助成を実施し、ワクチン接種による疾病の重症化リスクの軽減等を図ります。	R2年度よりロタウイルス感染症が定期接種に追加 R5年度よりヒトパピローマウイルスワクチンの9価ワクチンが定期接種に追加 R6年度より5種混合ワクチンが定期接種に追加。小児肺炎球菌感染症の15価および20価ワクチンが定期接種に追加 【保健センター】
事故防止対策の推進	家庭内等における子どもの事故防止対策として、各種事業により、情報の提供などにおける啓発活動を推進します。	月齢の健診時に保健師による指導を実施 【保健センター】
離乳食・食事指導	乳幼児健康診査等時、ハッピーベビー教室において、胎児や乳幼児の成長と発達に適切な栄養摂取ができるよう、基準量の展示や試食、また市販の離乳食の利用の仕方等を指導します。	継続実施 【保健センター】
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下等の入院の必要な1歳未満の未熟児に対し、医療の給付を行い経済的負担の軽減を図ります。	継続実施 【保健センター】
妊婦面談	全ての妊婦に対し、妊娠届出時等において保健師が面談を行い、状況等確認する中で必要に応じた支援を行います。	継続実施 【保健センター】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
歯周疾患検診	妊娠中は口腔環境の悪化により歯周病のリスクが高まり、早産や低体重児の原因になると言われていることから、妊婦の歯周疾患検診受診を勧めるため、検診費用を公費で負担します。	継続実施 【保健センター】
子育て支援施設（ゆりかご）運営事業	核家族化が進む中、出産直後で家庭での育児が不安な方等を対象とし、赤ちゃんと一緒に施設に通所し、心身の回復を図ることができます。	R6年度より通所利用のみ実施（上小地域と連携し運営） 【保健センター】
産後ケア事業	出産直後の保健指導を必要とする母子に対し、自宅への訪問や病院等での宿泊により助産師等が必要な保健指導を行い、育児を支援します。	R5年度から通所型（デイケア型）の開始 【保健センター】
すこやか相談	子どもの発育状況の確認や離乳食等の相談など、保健師・管理栄養士が個別相談に応じます。	毎月1回開催。予約制により実施しているため乳幼児健診時より長い時間相談できます。 【保健センター】
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合に、児童養護施設等での子ども及び保護者の一時的な預かりを行います。	利用促進・事業周知を図っております。 【子ども支援室】
子育てガイドブック作成・配布	子育て世代に対し、子育て支援サービス等を周知するため、若者・子育て世代支援パンフレットの作成・配布をし、情報提供を行います。	H26年度に「子育て世代の支援プログラム」としてリーフレットを作成 毎年度内容を更新し、改訂版として役場庁舎内の窓口や町内事業所、公共施設で配布 【企画政策課】
子育てサークル等	乳幼児を持つ親同士が自由に交流するための場として、また、情報提供、ボランティア育成、ネットワークづくりの拡充を図ります。	新規サークルの立ち上げ及び継続支援 【子育て支援センター】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
すくすく広場発刊事業	子育て支援センターから子育て支援サービスの情報を未就園児童の家庭へ配布します。	毎月1回発行 【子育て支援センター】
養育支援訪問事業	出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育に関する相談、指導、助言などを行います。	継続実施 【保健センター】
子育て支援に関する情報の『発信』	子育て支援アプリによる情報提供や、町ホームページの子育て支援に関する情報の掲載など、情報の『発信』を工夫していきます。	継続実施 【子ども支援室】
子育て支援アプリ	子育て支援アプリにより、月齢等による子育て支援情報の提供や、乳幼児健診等の案内などを配信し切れ目のない子育て支援を図ります。	継続実施 【保健センター】
ブックスタート事業	読み聞かせの大切さ等を知ってもらうために、7か月健康相談の際に乳児へ絵本等を贈呈します。	継続実施 【子育て支援センター】
セカンドブック事業	坂城町に在住の3歳児に、絵本を贈呈します。	R6年度より実施 【子育て支援センター】

【施策2 幼児期の教育・保育環境の整備】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
一時預かり事業	冠婚葬祭、保護者の疾病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童を預かります。	満1歳児からの未就園児童の預かりを実施 【子ども支援室】
ベビーシッター利用支援事業	日常生活上の事情により、一時的に保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用した際の費用の一部を補助します。	R7年度から実施 【子ども支援室】
乳児保育	保育に欠ける6か月からの乳児を保育所で受け入れます。	南条・村上保育園で実施 【各保育所】
保育事業	公立保育所を運営し、保育に欠ける家庭の児童を受け入れます。 (南条保育園、坂城保育園、村上保育園)	標準保育時間 最大11時間 短時間保育時間 最大 8時間 【各保育所】
時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定時間外保育を行います。	朝 : 7時30分～ 8時30分 夕方 : 16時30分～ 19時 (南条保育園は～ 19時30分) 【各保育所】
要支援児の保育支援	集団保育が可能な程度の障がいがある児童の発達を促進するため、保育所において加配保育士を配置します。	継続実施 【各保育所】
広域入所保育	保護者の勤務等の都合により、坂城町の児童の保育を他市町村の保育所へ委託し、就労家庭の利便性を図ります。 また、他市町村の児童についても坂城町の保育所で受け入れます。	継続実施 【子ども支援室】
保育所苦情相談窓口の設置	保育所を利用している児童またはその保護者からの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、円滑、円満な解決の促進や相互の信頼、適正性の確保を図ります。	入園手続き・保育の実施について利用者の意見を参考に、改善を図っています。 【子ども支援室】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
保育園だよりの充実	保育所のお知らせや情報等について、保護者への積極的な周知を図ります。	随時発行 【各保育所】
各種研修会・講習会への参加の促進	保育所保育士の質の向上を図るため、各種研修会や講習会へ参加します。	県内外の研修会に参加し、保育士のスキルアップを図っています。 【各保育所】
世代間交流	養護老人ホーム等への訪問や、地域のお年寄りを保育所に招待して季節的行事等を開催することにより、世代間のふれあい活動を推進します。	施設を訪問し、遊びや歌をうたい、保育所では七夕まつり・夏祭りなどを行っています。 【各保育所】
保育所における食育事業	豊かな食の体験・楽しく食べる体験を通し、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」を育成します。	管理栄養士が各保育所を訪問し、食の大切さを伝える取組をしています。 【各保育所】
保育所におけるICT化	保育所連絡アプリを活用し、保護者及び保育士等の負担軽減を図ります。	R6年度から実施 【各保育所】
保育所での使用済みおむつの処分	保護者の負担軽減及び衛生面等を考慮し、使用済みおむつについて、保育所で処分します。	R5年度から実施 【各保育所】
私立幼稚園の支援	子育て支援の重要な実施機関である私立幼稚園に対し、運営費の財政支援をはじめ、発達相談や、教育相談などを通じ、子どもの健やかな成長を支える体制づくりを支援します。	施設型給付補助金の交付や園児の発達相談、教育コーディネーターによる教育相談をはじめ、副食費の補助などをR7年度から実施します。 【子ども支援室】

【施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
育児講座	地域の乳幼児を持つ保護者に対する育児講座を開催し、子育て不安の軽減と育児知識の普及を図ります。	継続実施 【子育て支援センター】
児童相談窓口	ひとり親家庭や要保護児童の家庭の相談を通し、援助の手を差しのべるとともに、児童虐待等を早期発見し、相談の窓口としての機能とその防止に努めます。	継続実施 【子育て支援センター】
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークが相互に連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。また、調整機関に専門の職員を配置します。	継続実施 【子育て支援センター】
要保護児童対策地域協議会専門部会	要保護児童等に関する支援について、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー、社会福祉士、保健師、家庭児童相談員等の専門職が情報共有を行い、子どもの安全を第一に関係機関と連携を図ります。	継続実施 【子ども支援室】 【子育て支援センター】

基本目標2

子どもや家庭を切れ目なく支援します

《施策の方向性》

施策1 幼保小中の連携体制の強化

就学前の子どもの育ちと学びについて、家庭や地域、教育関係者が共通した認識のもと子どもたちの成長を支え、幼保から小学校・小学校から中学校へ子どもの視点に立った適切な学びの場へスムーズな移行支援を行います。

子どもの様々な特性に応じたきめ細かな支援の充実に努め、保健・医療及び教育に携わる委員による教育相談（就学相談等）により、子どものライフステージを通じた一貫した支援を行います。

施策2 障がい等の早期発見と相談支援

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、保健・福祉・医療教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。

発達に課題のある子どもや保護者について、公認心理師・作業療法士・保健師等による専門職が保育所等を巡回訪問し、園や家庭での対応方法について相談支援や助言を行います。

施策3 経済的負担の軽減

子どもを産み育てやすい環境を整えるため、保育料の軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組み、子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭や発達に課題のある子どもへの精神的支援を積極的に推進します。

《SDGsと施策の関係性》

[該当口ゴ(番号)]



【施策1 幼保小中の連携体制の強化】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
インクルーシブ教育推進事業	保育所・幼稚園や学校教育に関する専門的な指導・アドバイスを行うコーディネーター・カウンセラーの配置、配慮を要する児童生徒・外国籍・不登校児童生徒の相談支援を行う支援員を配置し、全ての児童生徒が安心した生活を送れるようにします。	教育コーディネーター 教育・心理カウンセラー 外国籍児童(保護者)支援員等配置継続実施 【子ども支援室】 【学校教育係】

【施策2 障がい等の早期発見と相談支援】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
乳幼児発達相談	発達相談員による発達・育児相談を行い、専門的な相談に応じるとともに育児不安の軽減を図ります。	発達相談員との個別面談により年6回実施 【保健センター】
幼児発達フォロー教室	精神発達面に不安がある親子を対象として、集団生活や遊びの体験を通じて、親子関係を豊かにし幼児の精神発達等を促します。	継続実施 【保健センター】
5歳児発達相談事業	子どもたちがそれぞれの個性や特徴を大切にしながら、健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを応援していきます。	H24年度から実施。 町内在住全ての5歳児を対象に「すくすく相談」を実施
6歳児発達フォロー事業	一人ひとりの児童の成長発達を支援し「5歳児すくすく相談」からスムーズな就学へとつなぐよう、6歳児を対象に「すくすくランド」を実施します。	発達段階に応じた活動を、園生活で取り入れ、行動の改善を促したり達成感や自信が持てるよう育ちを支援する。 【子育て支援センター】 【各保育所】
子育て支援センター相談事業	子育て支援センターでの育児や子育てについての相談対応に加えて、各保育所へ発達相談員が巡回することにより発達・育児相談を行い、専門的な相談に応じるとともに育児不安の軽減を図ります。	継続実施 【子育て支援センター】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
新生児聴覚検査事業	新生児の聴覚障がいを早期に発見し、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えるために実施しています。 令和5年4月1日以降に生まれた子どもの新生児聴覚検査の検査費用の公費負担をしています。	R5年度より実施 【保健センター】

【施策3 経済的負担の軽減】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
出産祝支給	坂城町に住所を有する者が出産した児童に対し、祝金を支給します。	継続実施 【福祉健康課】
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	国制度拡充（R6年10月～） 【福祉健康課】
保育所保育料軽減	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収基準額より低額に設定します。	R7年度より、多子世帯・低所得世帯の保育料の軽減を拡充 【子ども支援室】
妊婦のための支援給付	妊婦が安心して、出産・育児ができる環境を整備するため、伴走型相談支援である妊婦等包括相談支援事業と組み合わせた経済的支援として、給付金を支給します。	継続実施 【子ども支援室】
子ども福祉医療	疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、18歳までの子どもの医療費の一部を助成します。	H30.8月診療分から、子ども（0歳～18歳到達の年度末）の医療費窓口自己負担額1レセプトあたり500円を実施 【福祉健康課】
就学援助	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。	継続実施 【学校教育係】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な学生又は生徒に返還義務のない奨学金を支給し有用な人材を育成します。	継続実施 【学校教育係】
学校給食費の無償化	町立小・中学校の学校給食費を無償とします。 また、アレルギー等により学校給食を食べることができない子どもや、町外の義務教育諸学校に通学する子どものいる家庭に対し、学校給食費相当額を補助します。	R5年度から実施 【学校教育係】
障がい児福祉サービス	障がい児通所施設への通所給付費等を支給します。	継続実施 【福祉健康課】
母子家庭等入学卒業祝金支給	ひとり親家庭の児童の小学校・中学校入学時及び中学校・高等学校卒業時に祝金を支給し、激励をします。	継続実施 【福祉健康課】
母子・父子家庭福祉医療	ひとり親家庭に対し、早期に適切な療養の促進と経済的負担の軽減を図るため、疾病の療養に要した医療費を助成します。	H30.8月診療分から、ひとり親家庭の子ども（0歳～18歳到達の年度末）の医療費窓口負担額1レセプトあたり500円を実施。 【福祉健康課】
交通・災害遺児等激励金	交通事故等により保護者を亡くした児童に対し、見舞金・福祉金を支給します。	継続実施 【福祉健康課】
勤労者住宅建設資金融資利子補給金交付	長野県労働金庫から融資を受け、自己または家族が居住する目的で、新築または増改築を行ったものに対して、利子補給金を交付します。（面積要件有）	継続実施 【商工農林課】
坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金	犯罪被害を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族または家族が、必要な民間または公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成します。	継続実施 【企画政策課】

基本目標3

安心して子育てができる体制を整えます

《施策の方向性》

施策1 児童館における子育て支援

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりとして、保護者の就労等により留守家庭となる子どもに対し、放課後児童健全育成事業を実施します。町内3児童館において利用児童数に応じた適正な職員配置に努めます。また、来館する子どもに健全な遊びの場を提供する児童館運営事業を実施します。

施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり

核家族化の進行や、共働き家庭の増加、少子化による兄弟姉妹の減少など子ども同士や家庭同士の交流や関わりが減少する中、世代や分野を超えて繋がる「地域共存社会」の実現に向けて、地域の多様な主体が子どもの健やかな成長を支える体制づくりと子育て家庭が安心して生活できるよう環境整備を行い、地域と安全なまちづくりの取組を推進します。

施策3 子ども・青少年の育成

未来を担うすべての子ども・青少年が、社会との関りの中で健やかに成長するとともに、学校において子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育環境の充実と、様々な体験活動を通じて心を豊かにはぐくむ機会や居場所の提供に努めます。

《SDGsと施策の関係性》

[該当ロゴ(番号)]



【施策1 児童館における子育て支援】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童館で適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を支援します。	小学校6年生までの子どもを対象に、継続実施 学校の長期休業に合わせ、行事を計画・実施 【子ども支援室】
児童館運営事業	児童等に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、健全育成を支援します。 (南条児童館、坂城児童館、村上児童館)	18歳未満の子どもを対象に、継続実施 【子ども支援室】
児童館夏休み食育健康教室	児童館において、小学生を対象に健康教室を開催し、食育についての理解を深めます。	来館する子どもを対象に成長するための栄養バランスや野菜の必要摂取量など食育について学び、料理づくり等を体験する場を設けています。 【保健センター】
ボランティア活動推進事業 福祉教育推進事業	放課後児童クラブへのボランティア派遣を通じ、児童が地域の伝承遊びや自然とふれあい、様々な人と関わることで健全育成を推進します。	社会福祉協議会が、坂城中学校・坂城高校・長野大学・上田女子短大に呼びかけ、ボランティアを募集し放課後児童クラブに派遣します。 また、ボランティアやサークル等で活動されている方が来館しモノづくりの楽しさやグループ活動でのルールなどを学ぶ取組をしています。 【社会福祉協議会】 【各児童館】

【施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
新複合施設の整備	子育て支援のほか、高齢者福祉や保健などの機能を併せ持つ全世代の健康・福祉・交流の拠点とする新複合施設の整備を推進します。 整備後は、子育て支援のほか、様々な世代の交流の推進を図ります。	令和8年度以降の設置予定 【関係各部門の連携による】
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	乳幼児のいる親子が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。 子育て講座等の開催やボランティアの養成などにより、地域における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育て相談等への対応の充実を図り、地域の子育て家庭に対し育児支援を推進します。	各種子育て講座を開催。家庭児童相談員・公認心理師による相談対応と巡回相談を実施 【子育て支援センター】
教育支援委員会事業	就学判断等の教育支援を必要とする子どもたちの教育相談を実施し、教育支援体制の充実を図ります。	継続実施 【子ども支援室】
相談業務	援助を要する家庭への支援として、関係機関と連携し、情報交換をしながら総合的な支援を推進します。	継続実施 【福祉健康課】
スクールカウンセラー事業	不登校傾向の子どもたちの学習や相談等の支援体制の充実を図ります。	継続実施 【学校教育係】
地区育成会（事業）	夏祭りや地域伝統行事に参加する中で、異年齢の子どもたちがふれあい、思いやりの心などを学びます。	人との関わりを体験し社会性・協調性を育てる。 【生涯学習係】
体験活動の実施	地域・学校の連携による体験活動（職場体験学習、農林業体験学習等）を行い、地域の産業や文化への理解を深め、豊かな心を育成します。	継続実施 【商工農林課】 【学校教育係】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
教育支援センター事業	不登校傾向の子どもたちの学習や相談等の支援体制の充実を図ります。	継続実施 【学校教育係】
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の人、仕事などで子どもの世話ができないときに、地域の有償ボランティアがサポートする会員同士の相互援助活動です。子育てを応援してほしい人（依頼会員）と、子育てを応援したい人（協力会員）をセンター事務局が仲介し、子育て家庭の利便性を図ります。	利用の際には会員登録が必要。主な援助活動の内容は、保育所・幼稚園の開園時間までの預りや送迎、児童館へのお迎え等を行っています。 【社会福祉協議会】
ワークライフバランス啓発推進事業	勤労者のワークライフバランスの実現を図るため、企業や関係団体と連携して、働き方改革などの啓発活動の推進をします。	継続実施 【商工農林課】
公園施設の改修及び整備事業	より安全に、また、安心して利用できるように公園内の故障・老朽化している部分及び施設（宿泊・附帯・修景・遊具等）の改修及び整備を行います。	都市公園長寿命化計画に基づき、公園の施設・設備の長寿命化を図っています。 【建設課】
道路照明整備事業	明るい道路をつくる道路照明を整備します。	継続実施 【建設課】
防犯灯整備事業	自治区の安全な生活環境の整備として、防犯灯の新設、修繕を行います。	新規設置、LED化について、順次実施を予定 【住民環境課】
都市計画道路改修事業	都市活動の円滑化を図るため、都市計画決定されている都市計画道路の改築整備を推進します。	A01号線道路改良事業で整備継続 【建設課】
特定優良賃貸住宅	旭ヶ丘ハイツ12戸（うち4戸は単身者用）、中之条団地40戸（うち16戸は単身用）を活用します。	継続実施 【建設課】
町営住宅	横尾団地69戸を活用します。	継続実施 【建設課】
歩道整備事業	歩道の整備を推進します。	A01号線道路改良事業で整備継続 【建設課】
交通の流れ円滑化事業	幹線道路における交通の流れの円滑化を推進します。	継続実施 【建設課】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
バリアフリー化事業	段差解消等のバリアフリー化を推進します。	継続実施 【建設課】
道路の構造改善整備事業	犯罪に遭わないための道路構造の改善を推進します。	継続実施 【建設課】
園児の交通安全教室	春、秋の交通安全運動にあわせて年2回、保育所・幼稚園の交通安全教室を実施します。	継続実施 【住民環境課】
防犯パトロールの実施 有害環境一斉点検の実施	春・秋の地域安全運動期間中、青少年非行を未然に防止するため、町・学校・警察の共同による防犯パトロールを実施します。 また、青少年非行の未然防止のため、有害環境一斉点検を実施します。	継続実施 【住民環境課】 【学校教育係】 【生涯学習係】

【施策3 子ども・青少年の育成】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
中学校30人規模学級編制	1学級35名を超える場合に対象、学級規模を小さくし、きめ細かな指導を行い、学習習慣の定着を図ります。	継続実施（県事業） 【学校教育係】
特色ある学校づくりの推進	地域の特性を生かした体験、学校生活から特色ある学校づくりを目指して、独自の活動を支援します。	継続実施 【学校教育係】
子どもの健康問題等関係者連絡会	学校保健関係者との情報交換・検討会、健康問題などの相談窓口の紹介や連絡調整を行います。	継続実施 【学校教育係】
ICT活用教育の推進	「個に応じた教育」と「協働して価値を生み出す教育」を目指し、学校教育におけるICTの活用を推進します。 児童生徒一人ひとりに端末を配備し、個別最適な学習環境を整備するとともに、教職員間で授業改善・指導方法の研究を進め、一人ひとりの児童生徒の多様な学びを支援し、社会で活躍できる人材育成に努めます。	継続実施 【学校教育係】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
子どもの意見表明機会の確保、意見の尊重	子どもの意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会を確保します。子どもを個人として尊重、基本的人権を保障し、意見を尊重します。	継続実施 子どもの意見聴取や意見表明の場を確保し、町施策に反映するよう努めていきます。 【全庁】 「児童の権利に関する条約」など子どもの権利について普及・啓発を図っていきます。 【子ども支援室】
スポーツ少年団活動	子どもの心身の健康のためスポーツ少年団の支援をします。 10種目のスポーツ少年団が活動し、スポーツを通じて仲間の大切さや精神面・肉体面を育てる取組をしています。	継続実施 【生涯学習係】
青少年を育む町民会議事業さかきふれあい大学事業	子育てをテーマにした講演会や青少年健全育成交流会や関係団体及び地区育成会との情報交換を行います。	継続実施 【生涯学習係】
小中学校での「食育」事業	毎月の献立表と各月の給食目標を掲載した「食育だより」を配布します。また、小中学校への食材を紹介し、地域の食材を献立に利用します。 栄養士、調理員が学校訪問を行います。また、保護者を対象とした給食の試食会を実施します。	継続実施 【食育・学校給食センター】
小中高生の国際交流事業	小学校、中学校、高校の各年代に応じた国際交流事業を実施し、国際社会に生きる子どもたちの国際感覚を養い、心豊かな人材育成を図ります。 また、将来町を支える子どもたちが今後の展望を考える機会とします。	継続実施 小学校： ポーランドツェレスティヌフ郡などとの教育交流 中学校： 米国サンフランシスコ・シリコンバレーへの派遣事業 【学校教育係】 高校生： タイ国での体験交流事業 【企画政策課】

事業名	事業の概要・取組	実施状況【担当】
交通安全指導	登下校時の児童の安全を確保するため、小学校は原則登校班による登校とします。 交通安全教室の実施と交通安全指導地点を設けて現場指導を行います。	継続実施 【学校教育係】
生活習慣病予防健診結果相談会	小中学校で実施する生活習慣病予防健診の結果をもとに、希望により保健師または管理栄養士による個別相談会を実施します。 小中学生及び保護者が健診結果と生活とのかかわりを理解し、自主的に生活改善に取り組むことにより、生活習慣病の発症を防ぎます。	健康管理及び生活習慣について、専門職が各小中学校で相談に応じます。 【保健センター】



第6章

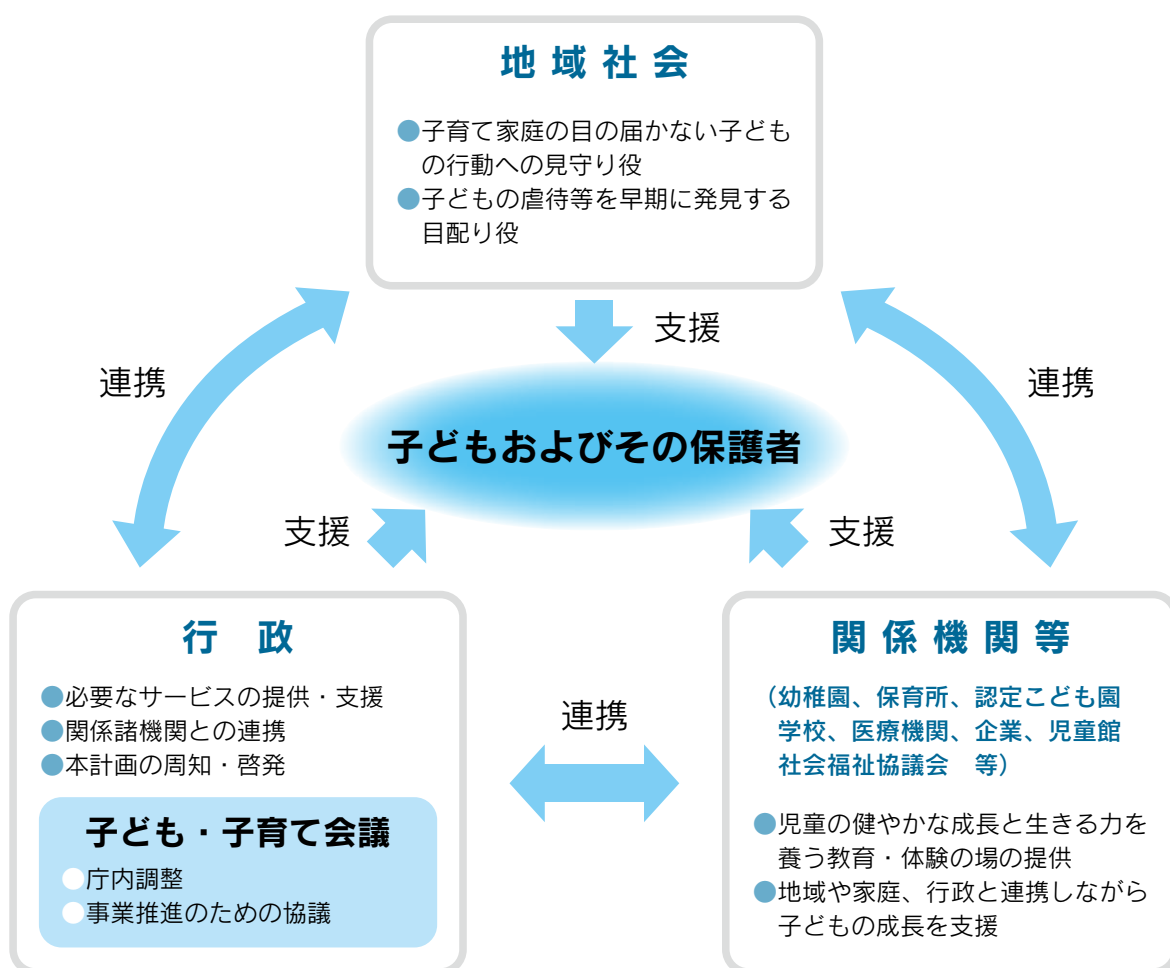
計画の推進体制

子育て家庭を中心とし、行政、地域社会、関係機関等それぞれが役割を担いながら子育てを推進します。

本計画は、教育・福祉をはじめ、保健、医療、まちづくりなど広範囲にわたっていることから、坂城町子ども・子育て会議における検討のほか、関係する部局が連携し全庁的に施策を推進していきます。

本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、町民と行政の協力体制が不可欠であり、家庭、地域、関係団体、企業等がそれぞれの立場で主体的な取組を進めていくことも必要です。

そのため、本計画の周知・啓発を積極的に進め、情報の共有化と連絡調整を図りながら、子育て支援について町ぐるみの協働体制を構築していきます。



令和6年度 計画策定委員名簿

(敬称略)

役 職	職 名	氏 名	備 考
会 長	民生児童委員協議会長	塚 田 明	
副会長	坂城児童館長	栗 林 勉	総括児童館長
委 員	長野大学社会福祉学部教授	早 坂 淳	
委 員	主任児童委員	池 田 隆	
委 員	主任児童委員	平 林 博 子	
委 員	南条小学校長	宮 澤 宏	校長代表
委 員	坂城幼稚園長	天 田 淑 江	
委 員	坂城町PTA連合会長	柳 沢 卓 也	
委 員	坂城幼稚園保護者会長	片 桐 悠	
委 員	南条児童館保護者会長	赤 池 誠 治	
委 員	坂城児童館保護者会長	富 山 智 美	
委 員	村上児童館保護者会長	近 藤 奈保美	
委 員	南条保育園保護者会長	丸 山 有 美	
委 員	坂城保育園保護者会長	白 砂 真 弓	
委 員	村上保育園保護者会長	入間川 詩 織	
委 員	保健センター所長	川 島 徳 夫	
委 員	南条保育園長	長 崎 かおり	
委 員	坂城保育園長	町 田 さと子	総括保育園長
委 員	村上保育園長	宮 下 寛 子	
委 員	子育て支援センター所長	大 井 真美子	

第3期
坂城町
子ども・子育て支援事業計画

坂城町教育委員会 教育文化課

長野県埴科郡坂城町大字坂城10050

Tel:0268-82-3111 Fax:0268-82-8307

〔令和7年3月〕